

雲南市男女共同参画年次報告書

気づいて築くうんなんプラン

(令和6年度実施状況)

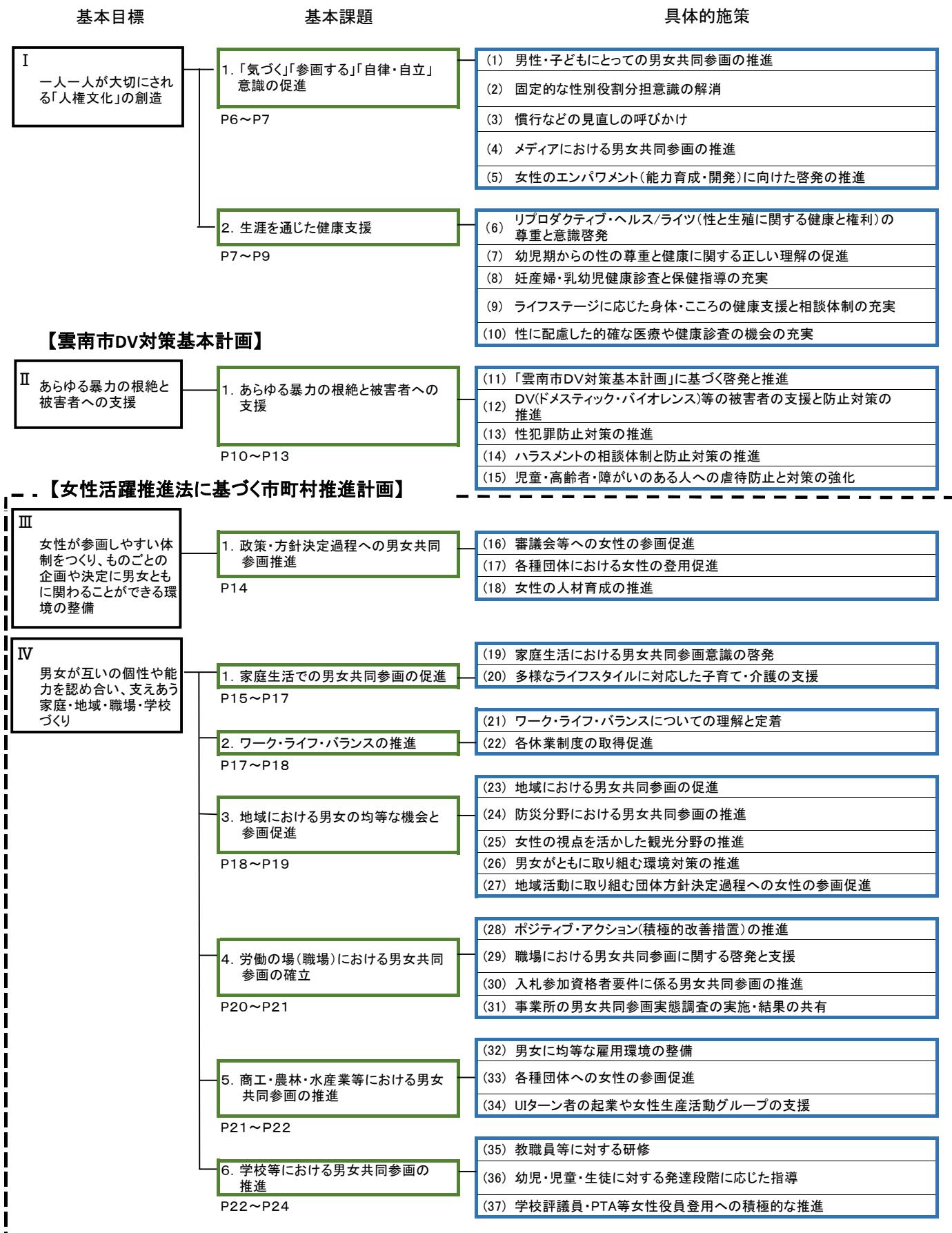
令和7年度
雲南市

目 次

第1章	男女共同参画施策の推進状況	3
第2章	具体的施策の実施状況	6
第3章	数値目標の進捗状況	33
資料編		34

本書は、雲南市男女共同参画推進条例第18条に基づき、令和6年度の
雲南市の男女共同参画施策の実施状況についてまとめたものです。

第2次雲南省男女共同参画計画【改定版】 施策体系図



基本目標	基本課題	具体的施策
V 様々な立場にある男女が安心して暮らせる環境の整備	<p>1. 高齢者、障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備 P25～P26</p> <p>2. 外国人市民が安心して暮らせる環境の整備 P26～27</p> <p>3. ひとり親家庭等に対する環境整備の推進 P27～P28</p> <p>4. 生活困窮など様々な困難を抱える人への対応 P28</p>	<p>(38) 高齢者の自立した生活に対する支援や相談支援の充実 (39) 障がいのある人の自立した生活に対する支援や相談支援の充実</p> <p>(40) 外国人市民の暮らしやすさに配慮した支援や相談支援の充実 (41) 多文化共生意識の高揚</p> <p>(42) ひとり親家庭等に対する子育て支援や相談体制の充実</p> <p>(43) 相談体制の強化と関係機関との連携 (44) 自立に向けた指導支援の充実</p>
VI 総合的な推進体制の整備	<p>1. 市役所推進体制の充実 P29～P30</p> <p>2. 男女共同参画推進モデルとしての市役所における環境の整備 P30～P31</p> <p>3. 男女共同参画推進拠点の機能と体制の強化 P32</p>	<p>(45) 市民と協働の推進体制の確立 (46) 庁内推進体制の強化 (47) 計画の進行管理・評価・分析・見直し (48) 男女共同参画に関する意識啓発 (49) 男女共同参画の視点に立った市の制度・施策の見直し (50) 相談窓口体制の充実</p> <p>(51) 女性職員の管理職育成と積極的登用 (52) 各休業制度取得促進 (53) ハラスメント防止と相談体制の充実</p> <p>(54) 男女共同参画センターの周知と活用 (55) 男女共同参画に関する調査研究・情報提供の充実 (56) 男女共同参画関係団体の活動拠点の設置、活用</p>

第1章 男女共同参画施策の推進状況

近年、急速に進行する少子高齢化や人口減少の中で、東京一極集中や地方における生産人口の減少等が問題となっています。特に若い女性が地方から都市へ転出する傾向が強くなっています。魅力的な仕事がないこと、都市部に比べて労働条件が良くないこと、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス（*用語解説参照））が根強く残っているため、閉塞感を感じやすいことなどが原因として指摘されており、これらの原因を取り除き、女性や若者にとって魅力的な地域となるよう地域全体で取組を推進していくことが求められています。

また、令和6年度の時点で共働き世帯数は全国で、専業主婦世帯数の3倍以上となっており、妻がフルタイムの共働き世帯数も増加傾向にあります。近年は、未婚女性の理想も、未婚男性の将来のパートナーに対する期待も「夫婦共働き・共育て」の「両立コース」が増え、若い世代の理想とする生き方は変わっています。そのため、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも地域でも活躍できる社会「令和モデル」が浸透し、「男性は仕事」「女性は家庭」の「昭和モデル」から脱却できるよう誰もが意識を変えていくことが大切です。

雲南市でもこの現状を勘案し、「第2次雲南市男女共同参画計画～気づいて築くうんなんプラン～」「雲南市DV（*用語解説参照）対策基本計画」「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」に基づいた施策に取り組みました。男女が共にライフィベントとキャリア形成を両立でき、健やかで充実した毎日を送るためには、すべての人々の人権が尊重され、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会、すなわち男女共同参画社会の実現に向けて、家庭・地域・職場・学校が一体となって体系的に意識改革に取り組む必要があります。

基本目標Ⅰ．一人一人が大切にされる「人権文化」の創造

「第2次雲南市男女共同参画計画～気づいて築くうんなんプラン～」では、「男女の人権の尊重」を基本理念の一つに掲げ、誰もが性別による差別を受けることなく平等に扱われ、個人としての能力を発揮する機会が確保されることとされています。

令和5年度に実施した男女共同参画意識に関する市民意識調査（以下、「令和5年度市民意識調査」という）では、雲南市における各分野（家庭、職場、地域活動、学校、政治の場等）での平等感について、全体的に「男性優位」と感じる人の割合が増加しており、その要因として、さまざまな報道や情報に触れる中で、男女の教育格差や賃金格差、男女平等の達成度合を示すジェンダーギャップ指数（*用語解説参照）が日本で非常に低いことなどが、この数年間でより多くの人に認識された可能性があると考えられます。

こういった現状を踏まえて、地方の多くの自治体が課題としている若者・女性の人口流出について、男女共同参画視点で考えるシンポジウムを開催しました。誰もの人権が等しく尊重され、多様な働き方、価値観を認め合い、誰もが住みやすく、とりわけ女性が住みやすい地域にするためには、先進地事例を参考に、各分野でのジェンダーギャップを解消する取り組みが必要であることを認識しました。

基本目標Ⅱ. あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

暴力は重大な人権侵害であり、だれもが安全に、安心して暮らせる環境を整備することは、男女共同参画社会実現のための大前となるものと考え、DVを含め、あらゆる暴力の防止、根絶に向けて理解を深めていくとともに相談体制の充実、被害者支援等の対策が必要です。

令和6年4月の女性支援法の施行に伴い雲南市では専任の女性相談支援員を配置し、相談支援事業を強化しました。女性相談延べ件数は297件（対前年比140.8%）、実人数55人（対前年比119.6%）とともに増加、女性相談延べ件数のうち、DV相談延べ件数が95件、離婚に関する相談が78件と大半を占めました。しかし、令和5年度市民意識調査結果でも示されたように、暴力の被害経験があってもどこにも相談できない人が性別に関わらずいることを鑑みて、より相談しやすい窓口の設置や、被害者に寄り添った支援を行う必要があると考えます。

基本目標Ⅲ.

女性が参画しやすい体制をつくり、ものごとの企画や決定に男女ともに関わることができ る環境の整備

「第2次雲南市男女共同参画計画～気づいて築くうんなんプラン～」では、令和7年3月までに政策や方針決定の場である審議会等において「男女いずれかの委員数が、委員総数の40%」となるよう目標を定めていましたが、令和6年度末現在における審議会等の女性参画率は30.6%で、目標の達成には至りませんでした（詳細は、P.38～P.41「雲南市審議会等（法令・条例）への女性委員の参画状況」参照）。しかし、令和5年度末現在と比較し参画率が1.9ポイント向上したことは、男女共同参画推進本部会議や推進本部連絡会からの担当課への働きかけや「雲南市審議会等における女性登用率向上のための協議について」のガイドラインに基づく担当課との事前協議の成果であると思われます。また、女性の人材情報リスト作成についても、推進本部連絡会と連携し積極的に取り組んだ結果、さらに人材情報リストを充実させることができました。

基本目標Ⅳ.

男女が互いの個性や能力を認め合い、支えあう家庭・地域・職場・学校づくり

男女共同参画シンポジウムをキックオフイベントと位置づけ、家庭・地域・職場での男女共同参画や女性活躍推進の事業を体系的に取り組みました。職場では、平成28年度に実施した「雲南市男女共同参画に関する事業所実態調査」の結果に基づく「男女共同参画の視点に立った職場環境改善事業」を実施するために、市内事業所経営者を対象としたセミナーを開催し、賛同を得られた事業所のうち1社に対し、職場環境改善のための支援を行いました。

地域では、令和6年1月に発生した能登半島地震等の報道から地域防災に対する意識がさらに高まっており、令和6年度も地域住民や地域自主組織役職員を対象に男女共同参画の視点に立った防災トイレ研修を実施しました。加えて小学生を対象に「防災トイレ教室」を開催し、災害用トイレの使用方法を通して男女平等について考えてもらう機会となりました。また、性別による無意識の思い込み（アンコ

ンシャス・バイアス）をテーマに話し合う地区懇談会を開催し、家庭や地域にある固定的な性別役割分担意識を見直すきっかけとなりました。

基本目標V. 様々な立場にある男女が安心して暮らせる環境の整備

誰もが孤立せず、社会参加を通していきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現には、高齢者、障がいのある人、外国人住民、ひとり親家庭等で、生活困窮など困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備が必要です。

自宅に引きこもりがちな高齢者及び障がいのある人に対しては、安全安心に暮らせるよう声掛けなどの取組が行われていますが、一方で介護者の負担を起因とする高齢者虐待がみられます。令和4年度男女共同参画白書では、夫・息子の介護者が増加する傾向にあり、実際に介護に直面する中高年世代は、介護をする段階になって初めて主体的に家事をする場合もあり、仕事との両立等の課題に直面し、ストレスから虐待につながる可能性を示唆しています。介護上の不安・不満等を解消、軽減するためにも普段からの家事参画について啓発が重要です。介護者が一人で問題を抱え込むことがないよう、併せて相談体制の充実も図っていきます。

また、「雲南市多文化共生推進プラン」（*用語解説参照）に基づき、「やさしい日本語」を用いて気象情報等に関する注意喚起をSNSを活用し発信することができました。その他、外国人住民向けに日本語学習支援と施設利用体験を行う日本語会話サロンの実施や地域自主組織役職員や市職員等向けにやさしい日本語研修会を開催するなど地域住民レベルで多文化共生への理解と災害対応力の向上に資する取組がありました。一方で、外国人住民は増加傾向で、相談内容も多様化しており、今後、相談体制の強化が課題です。

基本目標VI. 総合的な推進体制の整備

「男女共同参画」はあらゆる行政の施策を網羅する総合的な取組であり、市役所職員一人一人が「男女共同参画の視点」を持って業務に取り組み、庁内体制を強化する必要があります。市の男女共同参画施策の推進を図るための機関である「男女共同参画推進委員会」では、令和6年度末で計画期間が満了する第2次男女共同参画計画について、本市の実情にあった実効性のある計画となるよう次期計画の審議を行っていただきました。次期計画では、男女共同参画社会の実現に向けて「ジェンダーギャップ解消」を重要な課題と位置づけ、「えすこ（※出雲弁で「ちょうどいい状態」「いい具合」を意味する言葉）な雲南市=互いに認め合い自分らしく暮らせるまち」をめざします。

また、男女共同参画推進モデルとしての市役所を誰もが働きやすい職場としていくためにも固定的性別役割分担意識にとらわれない個人の能力を活かす適切な人員配置や女性職員の管理職への積極的な登用（登用率25%）に取り組まなければなりません。令和6年度の管理職に占める女性職員の割合は22.8%（前年度より2.4ポイント↓）で、引き続き女性職員の多面的な配置や登用促進を行う必要があります。多様化する生活スタイルに合わせて休暇制度が利用できるよう職場環境を整備することも働きやすい職場の取組の1つとして重要です。男性の育児休業取得率が市職員で55.6%（前年度は20%）、市立病院職員で33.3%となりました。

第2章 具体的施策の実施状況

基本目標Ⅰ．一人一人が大切にされる「人権文化」の創造

基本課題Ⅰ－1. 「気づく」「参画する」「自律・自立」意識の促進

令和6年度 の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)	所管課
施策1 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	
● ジェンダー (*用語解説参照) チェック (固定的性別役割分担意識 (*用語解説参照) の見直し等) の実施による意識啓発 <ul style="list-style-type: none">男女共同参画オリジナル絵本、関連絵本の読み語り書籍、資料、DVD 等の充実、学校への貸し出し「おとう飯 始めよう」キャンペーン (*用語解説参照) 事業 地域自主組織での実施 (7組織)	男女共同参画センター
● 男女平等についての講演会、研修会、実践講座の開催と情報提供 <ul style="list-style-type: none">赤ちゃんを迎える夫婦を対象に「両親（父親）セミナー」の開催 (県と共催事業)子ども向け「防災トイレ教室」の開催	男女共同参画センター
● 「平和を」の都市宣言等の実践化と広報・啓発活動 <ul style="list-style-type: none">「永井隆平和賞」の作品募集と発表式典の開催	社会教育課
● 男女共同参画推進月間等を利用した重点的な広報活動 <ul style="list-style-type: none">オリジナル絵本等の読み語り、パネル展示、懸垂幕の設置ケーブルTVでの啓発番組、音声告知放送、市公式LINE・フェイスブックへの記事掲載、市報への特集記事掲載	男女共同参画センター 男女共同参画センター 広報広聴課
施策2 固定的な性別役割分担意識の解消	
● 固定的な性別役割分担意識の見直しについての意識啓発 <ul style="list-style-type: none">「おとう飯 始めよう」キャンペーン事業の実施【1再掲】	男女共同参画センター
● 性別役割分担意識の見直しを促す学習機会の充実（研修会等） <ul style="list-style-type: none">「両親（父親）セミナー」の開催【1再掲】地区懇談会の開催	男女共同参画センター
施策3 慣行などの見直しの呼びかけ	
● 「性別役割分担意識」の解消を促す効果的な資料や学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none">人権・男女共同参画パネル展示の実施 【市内】12か所	男女共同参画センター
施策4 メディアにおける男女共同参画の推進	
● 公的広報、出版物に関するガイドライン作成と活用 <ul style="list-style-type: none">市報、ホームページ等における表現については、男女共同参画、人権尊重の視点をもって作成している。	広報広聴課
施策5 女性のエンパワメント（能力育成・開発） (*用語解説参照) に向けた啓発の推進	

	<p>●キャリア形成のための情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種関係機関が実施する研修、セミナーについて情報提供と参加 ・企業間交流会（経営者向け）で女性講師による人材育成、人材定着をテーマに研修の開催 <p>●自己啓発実現のためのセミナーの実施と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等で働く若手・中堅女性社員を対象にした「女性のスキルアップセミナー導入編」の開催（県と共に事業） 	男女共同参画センター 商工振興課 男女共同参画センター 男女共同参画センター
目標達成に 向けた課題 等	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する研修機会は、継続的に取り組んでいく必要がある。 ・地域自主組織では、特に役員改選時期に合わせた研修・推進機会を設け、継続して女性の参画を呼び掛ける。 ・市報、市ホームページにおける表現について、男女共同参画・人権尊重の視点でのチェックを行う必要がある。 ・女性のキャリア形成に向けた支援、周知に向け、様々な研修等の機会を活用して啓発する必要がある。 	男女共同参画センター 広報広聴課 商工振興課

基本目標 I. 一人一人が大切にされる「人権文化」の創造

基本課題 I-2. 生涯を通じた健康支援

令和6年度 の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)	施策6 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（*用語解説参照）の尊重と意識啓発 <p>●性に関する悩みなど各種相談に応じた支援と関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳発行時に全妊婦にマタニティーアンケートと面談を、妊娠8か月時にアンケートを実施し、必要に応じて母子保健コーディネーター、保健師等が個別支援 ・男性保健師1名配属 施策7 幼児期からの性の尊重と健康に関する正しい理解の促進 <p>●ジェンダーにとらわれない、一人一人の個性と能力を尊重する教育の充実</p> <p>《保育所（園）・認定こども園（*用語解説参照）・幼稚園での取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生まれてきたことへの感謝、成長を喜ぶ気持ち等を育む「誕生会」の実施。命の大切さ、性（生）について考える助産師によるバースデープロジェクト（*用語解説参照）講座の開催（親子参加） ・不要な男女の区別をしない（スリッパや教材の色など）、日々の保育で色や服など自分の好きなものが選択できるようにしている。 ・男の子、女の子と決めつけた遊びにとらわれず、やりたいことが十分にできるように支えている。 	所管課
		こども家庭支援課 健康推進課 こども政策課

<p>●性に対する正しい知識を学ぶ機会の提供</p> <p>『保育所（園）・認定こども園・幼稚園での取組』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ指導や着替え時に下着や水着で隠している部分の大切さなどについて教える。 ・幼児向け性教育、多様性に関する絵本の読み聞かせの実施 <p>『小中学校での取組』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校において、人権教育の年間指導計画に特別活動や特別の教科道徳、体育、保健体育の授業を中心に、発達段階に応じた「性に関する指導」を実施 <p>●教職員・保育士への研修の充実</p> <p>『保育所（園）・認定こども園・幼稚園での取組』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー、性の多様性についての研修を受講し園内で内容を共有 ・県主催の「就学前人権教育講座」を受講 	<p>こども政策課</p> <p>学校教育課</p> <p>こども政策課</p>
<p>施策8 妊産婦・乳幼児健康診査と保健指導の充実</p> <p>●妊産婦・乳幼児健診の内容の充実と自己負担軽減を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6年度の検診実績 妊娠一般健診 1人14回助成 延べ1,662件 乳児一般健診 1人2回助成 延べ241件 乳児集団健診受診率 4ヶ月 100%↑、10ヶ月 98.1%↓、 1歳6ヶ月 98.8%↓、3歳6ヶ月 96.3%↓ 妊娠指導 162人、産婦検診 延べ266件 ・乳幼児健診は、乳幼児の発達・発育の確認、早期支援、生活習慣病の予防等を目的に実施 ・妊娠届、出生届や乳幼児健診を通じて面談、保健指導を行い、妊娠期からの切れ目ない支援の充実を図ることができた。 <p>●母性保護（*用語解説参照）のための情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳アプリを通じた子育て支援情報：ユーザー登録487人 <p>●訪問指導による母親への支援と父親の育児参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雲南省子育てハンドブック」の作成と活用及び「お父さんのための育児ガイド」を活用した父親の育児参加の促進 ・妊娠届、出生届、訪問指導時の母親への支援と父親への意識啓発 <p>●在住外国人向け母子保健情報の提供、個別支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ外国語版の母子健康手帳発行。訪問、面談による丁寧な対応 	<p>こども家庭支援課</p> <p>こども家庭支援課</p> <p>こども家庭支援課</p>
<p>施策9 ライフステージ（*用語解説参照）に応じた身体・こころの健康支援と相談体制の充実</p> <p>●身体・こころの変化に女性、男性ともに理解を深められる啓発チラシの作成、講座・講演会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー（*用語解説参照）養成研修2回 	<p>健康推進課</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・自助グループ「島根分かち合いの会・虹」と共催で、自死遺族フォーラムを開催（県内外から約 150 人参加） ・「望まない受動喫煙」について市報で啓発。（喫煙習慣のある人の割合 40～59 歳で増加） ・幼児から高齢者への運動プログラムの実践、運動指導の取組 「子育て応援ストレッチ（*用語解説参照）」のリーフレットを用いて、子育て支援センター等において子育て中の母親向け腰痛対策に取り組んだ。また、母子保健推進員にも活用促進を依頼。 ・特に女性が活躍されている地域運動指導員の取組を継続 <p>施策 10 性に配慮した的確な医療や健康診査の機会の充実</p> <p>●性差に応じたがん検診の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土日検診個別検診の委託医療機関拡充、web 予約の導入など受診しやすい環境づくりの推進に努めた結果、青壮年期の受診に繋がった。 ・節目年齢対象に無料クーポン券の配布。未受診者への個別受診勧奨により検診受診につながった。 ・がん検診の推進 受診数：子宮頸がん検診 963 人、乳がん検診 712 人 ・精密検査未受診者には個別受診勧奨を実施 ・特定健診時に前立腺がん検診をオプションで実施（139 人受診） ・乳幼児健診会場での母親へのがん検診の啓発 ・女性患者さんの診察・治療において、男性職員だけとならないよう配慮（外来診療の場合は医師・看護師が男性と女性と性別がわかれるように。また、マンモグラフィー検査の撮影では、女性技師が対応する等） 	保健医療政策課 身体教育医学研究 所うんなん
目標達成に 向けた課題 等	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期のジェンダー教育、性教育について専門的な研修が必要。性の多様性や個性の受け入れなどについて保護者（同居の祖父母を含む）への啓発も必要 ・性の多様性に係る指導は先進的な取組であるので、人事異動や子どもの実態によって、継続していくことが必要である。 ・母性保護のための情報提供と父親の育児参画について継続した啓発 ・地域ぐるみで進める自死予防対策の推進 ・受診環境の整備、周知、啓発、w e b 予約をさらに拡大するなど工夫しながら、特に壮年期の受診率を向上させる。 ・ボランティアスタッフによるブレストアウェアネス（乳房を意識する習慣）の啓発を継続 ・生活習慣病の対策として身体活動の不足（不活動）対策や使いすぎによる運動器障害（過活動）について、対策や環境づくりに取り組む必要がある。 	こども政策課 (保・幼・こ) 学校教育課 こども家庭支援課 健康推進課 身体教育医学研究 所うんなん

基本目標Ⅱ. あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

基本課題 Ⅱー1. あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

令和6年度 の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)	施策 11 「雲南市DV対策基本計画」に基づく啓発と推進	所管課
	●周知媒体を利用した意識啓発	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、市役所本庁舎で紫色のイルミネーションの点灯 ・市報、告知放送、フェイスブックでの啓発 ・データ DV (*用語解説参照) 等防止リーフレットの配布 ・女性相談カードの配布 母子手帳交付時（英語版あり）、二十歳の集い等 ・周知媒体を妊産婦に配布 	男女共同参画センター こども家庭支援課
	施策 12 DV（ドメスティック・バイolenス）等の被害者の支援と防止対策の推進	
	●関係機関との支援内容の把握と連携	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性相談窓口」として相談を受け、関係機関と連携し支援 相談件数：297件 相談実人数：55人 ・民生委員・児童委員の方には、住民の身近な相談者として相談を受けていただき関係機関へつなないだ。 	男女共同参画センター 健康福祉総務課
	●DV・データDV防止に対する正しい認識の普及と啓発	
	<ul style="list-style-type: none"> ・中学3年生を対象にデータDV防止講座の開催（5校） ・地域でのDV防止セミナーの開催（加茂中学校PTAとの共催） 	男女共同参画センター
	●県、市等の関係機関との連携により、速やかな被害者の安全確保、適切な情報提供と早期の自立支援促進	
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳の閲覧制限、住民票の交付制限等の支援措置 ・DV被害者に対し、国保、年金、児童手当、医療等の手続きの支援 ・各部局が連携しDV被害者等の保護支援を行うことができた。 	市民生活課
	●関係機関との担当者連絡会議の開催	
	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力対策関係機関連絡会（県主催 雲南圏域で開催） 	男女共同参画センター
	●専門的・総合的な相談支援機能の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ・女性弁護士相談の開催（年4回 相談者総数：15人） 	男女共同参画センター
	●担当職員及び相談員の資質向上	
	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等へ積極的に参加 	男女共同参画センター
	●公営住宅の安定確保と優先入居の促進	
	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害世帯は入居者選考基準に位置付けている。（該当世帯なし） 	建築住宅課
	施策 13 性犯罪防止対策の推進	
	●LED防犯灯の整備支援、関係機関と連携した防犯カメラの設置	
	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等によるLED防犯灯の新設・更新を支援 (支援件数85件、整備箇所数114か所) ・市内に設置されている47基の防犯カメラの維持管理及び雲南警察 	防災安全課

<p>署への犯罪捜査等協力</p> <p>●通学路や公園等における防犯・安全対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路整備工事（5路線）を通学路安全対策として実施 ・公園内に死角ができないよう植生等の刈り取り、公園灯の照度確保 ・関係機関（国県・警察・府内部局）による「通学路安全推進会議」を開催し各機関で役割分担し対策を実施 <p>施策14 ハラスメント（*用語解説参照）の相談体制と防止対策の推進</p> <p>●ハラスメント防止に対する個々の意識を高めるための情報提供や研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自主組織職員を対象としたハラスメント防止研修とハラスメントアンケートの実施 ・ハラスメント防止寸劇（県男女共同参画サポーター制作）を使い、アンコンシャスバイアスをテーマとしたワークショップの開催（1回） ・市議会議員を対象にハラスメント防止研修会を実施（1回） <p>●予防啓発及び防止活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての地域自主組織でハラスメント防止宣言を行っており、ハラスメントに関する相談窓口、苦情対応の仕組みを整備し運用している <p>施策15 児童・高齢者・障がいのある人への虐待防止と対策の強化</p> <p>●関係機関との支援内容の把握と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の方には、住民の身近な相談者として相談を受けていただき関係機関へつないだ。 ・養護者による高齢者虐待（通報5件のうち虐待認定2件）については、分離等の対応 『保育所（園）・認定こども園・幼稚園での取組』 ・職員間での情報共有を図り、関係機関（こども家庭支援課、こども政策課、児童相談所等）との連携強化 <p>●関係機関の担当者連絡会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雲南省高齢者虐待防止対策推進協議会」の開催 ・要保護児童地域対策協議会総会及び研修会の開催 <p>●現場に重点を置いたケーススタディの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県高齢者虐待専門職チームによる「高齢者虐待事例検討会」（2回） <p>●相談窓口の周知と相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の相談窓口として、地域包括支援センターと長寿障がい福祉課が連携して対応（相談実人数：4人） ・相談窓口として「市障がい者虐待防止センター」の周知（相談実件数：0件） ・「児童相談窓口」として、児童虐待防止相談に対応 	<p>建設工務課 都市計画課 学校教育課</p> <p>地域振興課 男女共同参画センター 男女共同参画センター</p> <p>議会事務局 男女共同参画センター</p> <p>地域振興課</p> <p>健康福祉総務課</p> <p>長寿障がい福祉課</p> <p>こども政策課</p> <p>長寿障がい福祉課 こども家庭支援課</p> <p>長寿障がい福祉課</p> <p>長寿障がい福祉課</p>
--	--

	<p>「保育所（園）・認定こども園・幼稚園での取組」</p> <ul style="list-style-type: none"> 登降園時、個人面談、連絡帳等を活用し保護者との信頼関係の構築に努め些細なことでも気軽にいつでも相談できる体制をとっている。 <p>●担当職員及び相談員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅で認知症高齢者を介護している家族を対象に介護の知識、方法の研修の実施。また介護者同士の交流・情報交換の場の提供 民生委員や市内福祉施設職員を対象に高齢者虐待の実態や防止に向けた研修の実施 成年後見制度に関する研修会の開催（年3回開催） 児童相談アドバイザーを設置し、職員の専門性向上を図っている。 <p>「保育所（園）・認定こども園・幼稚園での取組」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「教職者・保育従事者のための児童虐待対応の手引き」による研修 支援コーディネーターを中心とした情報共有や話し合いが職員の資質向上に繋がっている 愛着形成、保護者支援、子育て支援、人権問題などの研修会への参加 <p>●予防啓発及び未然防止の取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正障害者差別解消法（R6年4月施行）で事業者による「合理的配慮」の提供が義務化されたことについて周知（市報・ホームページ・市役所ロビー展示・パンフレット修正） 高齢者虐待の防止パンフレット、市報等により市民や関係機関への普及啓発 児童虐待防止月間／オレンジリボン（11月）において、懸垂幕の掲示、市報・CATV等への記事掲載、パネル展示、店舗へのチラシ設置等による啓発 保護者へ児童虐待に関するチラシを配布し予防啓発 教職員、福祉相談支援事業所を対象にヤングケアラー研修会の実施 主任児童委員や放課後児童クラブ職員等の関係者へ不適切な関わりについて研修会を実施 中学校福祉学習において子どもの権利等についての講和（1校） 関係機関との連携により児童虐待の未然防止に取り組む。 園所長会や校長協議会等を通して、児童虐待防止への対応、相談窓口を記載したチラシ配布、ヤングケアラー支援に関する情報提供 <p>「保育所（園）・認定こども園・幼稚園での取組」</p> <ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示、チラシ配布による予防啓発 子どもや保護者との会話や、着替え・身体測定時などに、身体・衣類・持ち物の様子を観察して虐待の兆候がないか確認し、必要に応じて職員間で情報を共有 	<p>こども家庭支援課 こども政策課</p> <p>長寿障がい福祉課</p> <p>こども家庭支援課 こども政策課</p> <p>長寿障がい福祉課</p> <p>こども家庭支援課</p> <p>学校教育課</p> <p>こども政策課</p>
--	--	--

目標達成に 向けた課題 等	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談カードの配布の機会、設置場所の拡大を検討 ・デート DV 防止について、保護者対象の研修を継続して実施 ・ハラスメント防止寸劇にアンコンシャスバイアスを関連付けた研修内容を検討 ・ハラスメント対策は今後も研修機会を設け継続的に取り組む。 ・今後、防犯カメラ整備方針の検討が必要 ・DV 被害者支援については、被害者が重大な状況に直面する危険性があるため、職員のさらなるスキルアップ及び関係各課との円滑な連携に努める必要がある。 ・しつけと体罰の違い等、資料を用いてわかりやすく周知する機会が必要 ・要保護児童対策地域協議会に係る複雑な困難ケースに対応するため職員の研修が必要 ・ヤングケアラー、子どもの権利についての研修機会の確保 ・保育者のコミュニケーションスキルを向上させる研修が必要 ・虐待の兆候を見抜く職員のスキルアップ研修が必要 ・自分から発信しにくい保護者に対してこまめにコミュニケーションを取り信頼関係を築く必要がある。 ・情報の取り扱いを（職員とどこまで情報共有するか）より慎重にする必要がある。 ・虐待に関して、相談対応のノウハウや支援体制が課題 ・認知症等の介護者への負担増に起因する虐待がみられ、家族での分担、または公的支援により負担を軽減出来るような取り組み必要 ・成年後見制度の理解や手続きの難しさに対し、引き続き研修会等でも周知が必要 ・ハラスメントに関する相談窓口の設置、ハラスメント根絶に向けた条例の整備を進める。 	男女共同参画センター 地域振興課 防災安全課 市民生活課 こども家庭支援課 子ども政策課 (保・幼・こ) 学校教育課 長寿障がい福祉課 議会事務局
---------------------	--	--

基本目標Ⅲ. 女性が参画しやすい体制をつくり、ものごとの企画や決定に男女ともに関わることができる環境の整備

基本課題 Ⅲ-1. 政策・方針決定過程への男女共同参画推進

令和6年度 の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)	<p>施策 16 審議会等への女性の参画促進</p> <p>●女性参画の理解と取組の促進（男女いずれかの委員数が、委員総数の40%）</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部会議及び連絡会議において部局内での周知及び参画率の向上に向けた取組を呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> ①審議会等への女性の参画率 30.6% ↑ ②女性の委員がいない審議会 4 審議会 ↓ (52 審議会中) 「審議会等への女性登用ガイドライン」に基づき、協議書に記載された女性登用割合、目標値を達成できない理由をもとに今後の取組み、また、好事例などの紹介の事前協議を実施 <p>7 審議会</p>	所管課 男女共同参画センター																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>女性委員数 0 の審議会数 (単位: 団体)</th> <th>女性の参画率(単位: %)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H30</td><td>9</td><td>28</td></tr> <tr><td>R1</td><td>8</td><td>27</td></tr> <tr><td>R2</td><td>5</td><td>27</td></tr> <tr><td>R3</td><td>6</td><td>27</td></tr> <tr><td>R4</td><td>6</td><td>29</td></tr> <tr><td>R5</td><td>6</td><td>30</td></tr> <tr><td>R6</td><td>4</td><td>31</td></tr> </tbody> </table>		年度	女性委員数 0 の審議会数 (単位: 団体)	女性の参画率(単位: %)	H30	9	28	R1	8	27	R2	5	27	R3	6	27	R4	6	29	R5	6	30	R6
年度	女性委員数 0 の審議会数 (単位: 団体)	女性の参画率(単位: %)																						
H30	9	28																						
R1	8	27																						
R2	5	27																						
R3	6	27																						
R4	6	29																						
R5	6	30																						
R6	4	31																						
	<p>施策 17 各種団体における女性の登用促進</p> <p>●女性参画の重要性と理解を深めるための啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域自主組織等を対象に多様性をテーマとした地域づくり研修を県公民館研究集会にあわせて実施した。 <p>施策 18 女性の人材育成の推進</p> <p>●女性人材登録リストの整備と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根県女性人材リスト（各種審議会等の委員候補者、役員等の人材情報として、また、男女共同参画社会を目指した学習を行うグループなどからの紹介に応じて、講師や助言者などの人材情報を登録）への登録推薦者を各部局に照会し、新規2名の登録 	地域振興課 男女共同参画センター																						
目標達成に 向けた課題 等	<ul style="list-style-type: none"> 地域自主組織への男女共同参画に関する研修は、毎年行い継続的に取り組んでいく。 政策、方針決定過程への女性登用のためには、女性人材リストは重要であり整備に努める。 	地域振興課 男女共同参画センター 商工振興課																						

基本課題 IV-1. 家庭生活での男女共同参画の促進

令和6年度 の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)	施策 19 家庭生活における男女共同参画意識の啓発 ●男女共同参画を推進するための学習会や講座等の実施 ・「おとう飯 始めよう」キャンペーン事業の実施【1再掲】 ●「男女共同参画都市宣言文」の内容の啓発と意識啓発のためのツール作成、利用 ・「男女共同参画都市宣言」をパネル版に拡大し、「おとう飯 始めよう」キャンペーン事業で展示し啓発している。	所管課 男女共同参画センター
	施策 20 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援 ●子育て支援サービスや介護サービスについての情報提供 ・子ども医療費助成制度（中学生までの医療費無料化）の周知。R7 年度から高校生世代まで拡大するための諸業務 ・「高齢者福祉ハンドブック」「みんなのあんしん介護保険」の配布、市報により制度等の周知。（制度改正等により改訂を行っている。） ・うんなんベビー応援事業（*用語解説参照）の実施と子育て支援サービス（産前産後訪問サポート事業等）の周知 ・「子育てハンドブック」に「お父さんの育児ガイド」のページを設け、夫や家族など周囲の理解や協力を得て子育てすることの大切さを妊娠届時の面談や乳児訪問、乳幼児健診時等に伝えている。 ・子育てポータルサイト「ゆっくり、子育て。雲南市」、市ホームページ、市報、公式 SNS を活用した子育て支援に関する制度やサービスの情報提供。 ・子育て支援センター・園開放・園庭開放の情報を毎月掲載 ・保育料の土曜减免（2割軽減）、第3子以降保育料の無料化（18歳未満の児童が3人以上いる世帯）を実施 ・3歳以上児の副食費を無償化（雲南市独自） ・生後2か月～5か月の第一子と母親を対象に赤ちゃんとの関わり方や子どもの心身の発達についての講座を開催（親子の絆づくり教室） ・市営住宅における子育て世帯への家賃減額制度の周知（実績9世帯） 本制度の事業期間3年延長（R8年度まで） 定住促進住宅（木次東団地、加茂中団地） 特定公共賃貸住宅（瑞光団地、下郡団地） ○新規入居する世帯のうち、夫婦のいずれか40歳未満の世帯または中学生までの子どもがいる世帯の家賃を5,000円減額 (木次東・加茂中団地) …中学生までの子ども一人につき5,000円減額（上限3人15,000円） (瑞光・下郡団地) …中学生までの子ども一人につき10,000円減額（上限3人30,000円）	市民生活課 長寿障がい福祉課 こども家庭支援課 こども政策課 広報広聴課 こども政策課 こども家庭支援課 建築住宅課

<p>●認知症サポーター育成と地域で高齢者支援を担う意識啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症キャラバンメイトや社協と連携して認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を実施。 (6回開催、172人参加) ・認知症キャラバンメイトに対し、ステップアップ講座を開催 <p>●日常生活に役立つ男性対象の実践的講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「両親（父親）セミナー」の開催【1再掲】 ・「食育」の取組として食についての健康教室の実施及び食生活改善推進協議会による調理実習の実施（男性のための料理教室など） <p>●地域での子育て支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブは全15小学校区中10小学校区の11か所で実施 ・R7年度から始まる佐世児童クラブ新設に向けた準備 ・放課後児童クラブへの移送体制 西日登小（平成29年4月～） 鍋山小、田井小（平成30年4月～） 吉田小（平成31年4月～） <p>●利用者のニーズ把握と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームへの入所申し込み実態調査を実施（年1回）し、待機者の状況把握 <p>●相談窓口の周知と相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを高齢者の総合相談窓口として周知するとともに、連携して相談支援を実施 ・子育ての総合相談窓口として、児童相談グループ「すワン」（*用語解説参照）で相談を受け、関係機関と連携して相談に対応（相談件数：375件） ・年々増加してきた幼児期の相談に対応できるよう「すワン」に保育士を配置し、体制を強化 <p>●認定こども園への移行促進と特別保育の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園へ移行済施設 幼保連携型認定こども園・木次こども園 幼稚園型認定こども園・大東こども園、海潮こども園、斐伊こども園、三刀屋こども園、西こども園 保育所型認定こども園・吉田保育所、田井保育所、掛合保育所 加茂こども園 ・企業主導型保育施設ニチイキッズ雲南保育所（令和元年7月～） ・病児保育、病後児保育（*用語解説参照）事業の実施 だいとう病児・病後児保育室つくし（病児は平成30年4月～） みとや病後児保育室たんぽぽ 掛合保育所病後児保育室 加茂こども園病後児保育室 	<p>保健医療政策課</p> <p>男女共同参画センター 健康推進課</p> <p>こども政策課</p> <p>長寿障がい福祉課</p> <p>保健医療政策課 長寿障がい福祉課 こども家庭支援課</p> <p>こども政策課</p>
--	---

目標達成に 向けた課題 等	・引き続き「おとう飯 始めよう」キャンペーンを市内各地で展開し、家庭での男女共同参画の推進を加速させる。	男女共同参画センター 市民生活課
	・医療費無料化は保護者の経渓的負担を軽減し、子どもの疾病的早期発見早期治療につなげられる一方緊急性のない軽症患者が自己都合で緊急外来を受診する可能性もあり、適正な利用について啓発も必要	保健医療政策課 長寿障がい福祉課
	・地域包括支援センターのさらなる周知と関係機関とのネットワーク構築で相談支援体制の強化が必要	保健医療政策課
	・認知症サポーターへのステップアップ講座を継続して開催し、地域での見守りや生活の困りごと相談を支援する。	こども政策課
	・市ホームページ、子育てポータルサイトなどインターネットによる情報発信を強化する必要がある。	こども家庭支援課
	・「親子の絆づくり教室」は、母親同士がつながり相談や学びあう関係づくりができ、育児ストレスの軽減が図れるので、第1子を持つ母親への周知を引き続き行う。	こども政策課
	・子育て支援事業に関して、保護者のニーズや利用実績を参考に、こども子育て会議にて検討している。	こども政策課

基本目標IV. 男女が互いの個性や能力を認め合い、支えあう家庭・地域・職場・学校づくり

基本課題 IV-2. ワーク・ライフ・バランスの推進

令和6年度 の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)	施策 21 ワーク・ライフ・バランス (*用語解説参照)についての理解と定着	所管課
	<p>●ワーク・ライフ・バランスの必要性と意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点に立った職場環境改善に取り組んでいる市内事業所の支援（研修1社） <p>●ワーク・ライフ・バランスへの転換を促すための情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの理解と促進を図るため、関係機関からの啓発物を配布するなどの情報提供 雲南雇用対策協議会において、事業所と高校教諭の情報交換会の中で、若年層の求めるワーク・ライフ・バランスなどの実態を共有 <p>●育児・介護などの休業制度に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 市報、ホームページにおいて、子育て支援サービスなどの情報提供 	男女共同参画センター
	<p>施策 22 各休業制度の取得促進</p> <p>●休業制度等に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの理解と促進を図るため、関係機関からの啓発物を配布するなどの情報提供 平成28年度事業所実態調査において、各種休業・休暇制度の有無、取得状況について調査を実施。 	商工振興課
		広報広聴課
		商工振興課
		男女共同参画センター

目標達成に 向けた課題 等	<ul style="list-style-type: none"> 継続的に情報提供を進める必要がある。 仕事と家庭の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の推進とそのための職場環境づくり、男性の家庭生活への参画などについて、事業所に向けた啓発を継続して進める必要がある。 	商工振興課 男女共同参画センター
---------------------	--	---------------------

基本目標IV. 男女が互いの個性や能力を認め合い、支えあう家庭・地域・職場・学校づくり

基本課題 IV-3. 地域における男女の均等な機会と参画促進

令和6年度 の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)	施策 23 地域における男女共同参画の促進 <ul style="list-style-type: none"> ●市民団体等の活動への支援と市民の積極的参画促進 <ul style="list-style-type: none"> 地域自主組織での住民アンケート調査は、中学生以上全員を対象。地区計画策定には女性・若者の意見が取り入れられるよう推奨。 ●地域課題に対応した研修会の開催と支援 <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画シンポジウムの開催 地域自主組織等を対象に多様性をテーマとした地域づくり研修を県公民館研究集会にあわせて実施した。【17再掲】 ●ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進 <ul style="list-style-type: none"> 交流センターの施設整備にあたっては、多世代、多分野交流が推進されるよう、構想段階から地域と協議して進めている。施設整備計画にはユニバーサルデザインを掲げている。 島根県ひとにやさしいまちづくり条例（*用語解説参照）を順守し、建築物の新築等に対し整備基準を満たすよう指導（民間建築物実績：1件） <th>所管課</th>	所管課
	施策 24 防災分野における男女共同参画の推進 <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の視点による「雲南市地域防災計画」や災害対応マニュアルなど方針決定への女性参画拡大及び意見反映 <ul style="list-style-type: none"> 女性消防団員の入団促進を図り 28 人までの増員を計画（R6 年度：19 人） 女性・自治会等防火クラブ：208 クラブ、会員数 7,046 人 ●自主防災組織等に対する男女共同参画の視点を活かした講習会の実施 <ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画の視点に立った避難所運営～トイレ編～」の開催により、多くの気づきがあり地域で具体的な議論が行われ、男女共同参画の視点が大事であることが理解されつつある。 子ども向け「防災トイレ教室」の開催【1再掲】 	地域振興課 男女共同参画センター 地域振興課 地域振興課 地域振興課 建築住宅課
	施策 25 女性の視点を活かした観光分野の推進 <ul style="list-style-type: none"> ●企画・運営・情報発信など女性の視点を活かした活動への支援 	防災安全課 防災安全課 男女共同参画センター

	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興会議（委員 7 名のうち女性委員 1 名）を観光マーケティング会議（委員 7 名のうち女性委員 2 名）と合同で開催し、計画の進行状況の確認及び市の観光の状況と次期計画策定に向けた体制について、女性の視点も加えた協議、検討を行った。 <p>施策 26 男女がともに取り組む環境対策の推進</p> <p>●男女がともに参画できる環境問題への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雲南市環境会議（市民・事業者・行政の連携）を実施し、男女を問わず多くの市民に環境問題への取組を啓発（43回開催↑） <p>●地域環境対策等の情報、取組事例の発信、情報交換や交流の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ等による温暖化防止対策の促進 ・「環境月間」「環境の日」の行事の取組 ・「環境美化活動の日」の実施 	観光振興課 環境政策課 環境政策課
	<p>施策 27 地域活動に取り組む団体方針決定過程への女性の参画促進</p> <p>●固定的性別役割分担意識解消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自主組織等を対象に多様性をテーマとした地域づくり研修を県公民館研究集会にあわせて実施した。【17・23 再掲】 ・地域自主組織での住民アンケート調査は、中学生以上全員を対象。地区計画策定には女性・若者の意見が取り入れられるよう推奨。【23 再掲】 ・地域自主組織に向け、男女共同参画の視点に立った避難所運営研修を実施。女性の参画が必要であることが理解されつつある。【24 再掲】 	地域振興課 男女共同参画センター 防災安全課
目標達成に 向けた課題 等	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する研修は毎年行い、継続的に取り組む必要がある ・地域防災計画に女性の視点での内容を引き続き盛り込んでいく。 ・地域自主組織を中核とした自主防災組織へ女性が参画しやすい環境づくりに努める。 ・男女を問わず、みんなで関わる環境問題への取組を継続して行っていく。 ・地域の情報が女性に届きにくい現状を地域課題と捉え、改善するための対策や研修会の実施など検討する必要がある。 	地域振興課 防災安全課 環境政策課 男女共同参画センター 地域振興課

基本目標IV. 男女が互いの個性や能力を認め合い、支えあう家庭・地域・職場・学校づくり

基本課題 IV-4. 労働の場(職場)における男女共同参画の確立

令和6年度 の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)	施策 28 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）(*用語解説参照) の 推進 ●男女労働者の格差解消に向けたポジティブ・アクションの推進 ・国県からのポスターの掲示、啓発資料を事業所配布し、男女の格差解消を働きかけた。	所管課
	施策 29 職場における男女共同参画に関する啓発と支援 ●国・県・市の両立支援事業、研修等に係る情報提供 ・市内事業所へ県事業等の情報提供	商工振興課 男女共同参画センター
	 ●ワーク・ライフ・バランス等の啓発 ・市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの啓発物配布	商工振興課
	 ●男女共同参画の視点を取り入れた講演・研修の促進 ・男女共同参画シンポジウムの開催【23再掲】 ・男女共同参画の視点に立った職場環境改善に取り組んでいる市内事業所の支援（1社）【21再掲】 ・経営者セミナーの開催（企業間交流会と共に）【5再掲】	男女共同参画センター 商工振興課 政策推進課
	 ・女性や若者の就業支援に向け、リモートワークで働くスキルを習得できるオンライン講座を実施（15名受講）。継続的に就業サポートを行っている。 ・地域自主組織職員を対象にハラスメント防止対策の研修会及びアンケートの実施【14再掲】	地域振興課 男女共同参画センター
	 ●女性のキャリア形成に係る職業能力開発支援と情報提供 ・女性のスキルアップセミナーの開催（しまね女性センターと共に）【5再掲】 ・スペシャルチャレンジ事業において女性の起業を支援（2名）	男女共同参画センター 政策推進課
	 ●相談窓口の周知 ・地域自主組織において、ハラスメントに関する相談窓口、苦情対応の仕組みを整備し運用【14再掲】	地域振興課
	 施策 30 入札参加資格者要件に係る男女共同参画の推進 ●入札参加資格者要件の周知 ・総合評価落札方式について、男女共同参画に関する項目（育児休業・介護休暇等の制度あり）を地域貢献等の加点対象としている。（総合評価方式で6件発注し評価項目で加点）	管財課
	 施策 31 事業所の男女共同参画実態調査の実施・結果の共有 ●事業所実態調査の実施	

	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年経済センサス（*用語解説参照）（5年に1回）では、女性従業者割合44.6% 業況調査を実施し、職場環境改善に向けた取組状況の把握を行った。 <p>●結果の共有と施策への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所実態調査を基に、男女共同参画の視点に立った職場環境改善事業に取り組む。 	商工振興課 男女共同参画センター
目標達成に 向けた課題 等	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き女性が働きやすい環境づくりに向けた具体的な対策を検討していく必要がある。 職場におけるハラスメント対策は今後も毎年継続的に取り組んで行く必要がある。 各事業所での男女共同参画について、企業訪問等を通じて実態把握に努める。 市内の大半を占める小規模事業所の実情に合致した女性の労働環境や地位向上に向けた意識啓発の取組を引き続き実施する必要がある。 	政策推進課 地域振興課 商工振興課 男女共同参画センター

基本目標IV. 男女が互いの個性や能力を認め合い、支えあう家庭・地域・職場・学校づくり

基本課題 IV-5. 商工・農林・水産業等における男女共同参画の推進

令和6年度 の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)	所管課
<p>施策 32 男女に均等な雇用環境の整備</p> <p>●固定的性別役割分担意識解消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内事業所の採用担当者を対象に公正採用選考推進セミナー開催（公共職業安定所共催） <p>●ハラスメントの予防啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働局の啓発物などを活用して、ハラスメントの予防啓発などの周知を行った。 	人権センター
<p>施策 33 各種団体への女性の参画促進</p> <p>●意思決定の場への女性の参画促進と各種団体への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食野菜生産グループへの女性会員入会を呼びかけたことにより、女性会員が増加し活発な活動が展開 	農業総務課
<p>施策 34 U I ターン者の起業や女性生産活動グループの支援</p> <p>●起業を望む女性やU I ターン者に対する情報提供及びグループの活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域の女性主体の生産者組織で地産地消の取組に対する継続的支援 各地域の女性リーダーと市長、副市長、市議会産業建設常任委員会長等とのランチミーティング（未来に向けた提案や要望など活発な意見交換）開催 	農業畜産課

	<ul style="list-style-type: none"> ・「漬物支援事業」を実施することで、多くの女性加工者が継続することができ、「雲南の味」の継承に繋げることができた。 <p>●女性の経営参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業等に関する個別相談や起業を目指す方に対する支援（起業 35 件のうち女性の起業 8 件） 	商工振興課
目標達成に 向けた課題 等	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が地域のリーダー的な役割を担いつつ関係機関と連携し、農業の持つ価値や魅力を発信し、物づくりから始め営農活動へつながる仕組みが求められる。 ・他の研修等の機会を活用し、研修の場を設ける必要がある。 	農業畜産課 商工振興課

基本目標IV. 男女が互いの個性や能力を認め合い、支えあう家庭・地域・職場・学校づくり

基本課題 IV-6. 学校等における男女共同参画の推進

令和 6 年度 の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)	施策 35 教職員等に対する研修	所管課
	<p>●男女平等の視点に基づいた保育所（園）・認定こども園・幼稚園・学校の運営</p> <p>《保育所（園）・認定こども園・幼稚園での取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市や県が主催する男女平等に関する研修を受講 ・保育職員（男女とも）が、性別にとらわれず職務を遂行し、各々が得意なことを活かし協力し合う体制づくりをしている。 <p>●ジェンダーにとらわれない教育、保育の実施</p> <p>《保育所（園）・認定こども園・幼稚園での取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー／人権に配慮した自尊感情を育む教育・保育を実施するための幼保こ職員研修会を受講 ・色、模様、キャラクター、ごっこ遊びなどで性別を決めつけない保育の実施（一人一人の違いを認めた関わり） <p>《小中学校での取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒には「男だから、女だから」といった性別役割を決めつけた言動をするのではなく、児童生徒が自分らしく生きることができるよう支援 <p>●教職員・保育者・保護者への研修や意識啓発の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「親学プログラム」(*用語解説参照)を教職員、保護者を対象に行った。(4回実施) <p style="margin-left: 2em;">小学校 2、中学校 1、保育所 1 参加者計：68 名</p> <p>《保育所（園）・認定こども園・幼稚園での取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護のセルフチェックリストを活用し、人権意識、自分の行動の傾向を把握し、自らの保育の振り返りを行い、それを各園所での気づきにつなげ、共有を行う 	こども政策課 こども政策課 学校教育課 社会教育課 こども政策課

	<p>『小中学校での取組』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セクハラ・パワハラ、人権に係る研修の実施 ・全教職員を対象とした人権研修の中に男女共同参画に関する内容の取り入れ <p>施策 36 幼児・児童・生徒に対する発達段階に応じた指導</p> <p>●キャリア教育推進プログラム（『夢』発見プログラム（＊用語解説参照））の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学生等を対象に、「食育」の取組として食についての健康教室の実施及び食生活改善推進協議会による調理実習の実施（おやこの食育教室など）【20 再掲】 <p>『保育所（園）・認定こども園・幼稚園での取組』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『夢』発見プログラムに対する認識を深め、日々の教育・保育の充実を図った。 ・保幼小連携・接続の推進に取り組んだ。 <p>●「人権」「性」「健康」に関する意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心を育てる目的にブックスタート事業により、すべての子どもに絵本を手渡し、読み聞かせの大切さを伝えた。 ・減メディア（スマートフォン等）について掲示物による啓発などを行い、親子の触れ合い遊びを促進するためのリーフレットを母子保健推進員の訪問の際に手渡している。 ・0歳児から小学校低学年までの発達段階に応じた運動遊びを心と体の両面から体系的にまとめた「雲南市幼児期運動プログラム（実践編）」を活用した保育士等への研修の実施及び保育での実践 <p>『保育所（園）・認定こども園・幼稚園での取組』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢に応じた食育や保健指導による意識啓発 ・絵本の活用、花や野菜の栽培、生き物との触れ合いを通した人権学習 ・早寝早起き朝ごはん、減メディアの取組 <p>『小中学校での取組』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校において男女共同参画に関する学習 <ul style="list-style-type: none"> ①小学校での取組 <ul style="list-style-type: none"> ○家庭科：家庭生活と仕事…互いに協力・分担することの理解 ○特別の教科「道徳」：親切・思いやり、相互理解・寛容 <ul style="list-style-type: none"> …異性への理解 ○特別活動：学級活動…互いの良さを見つけ違いを尊重し合う等 ②中学校での取組 <ul style="list-style-type: none"> ○社会科：公民的分野～私たちと現代社会…両性の本質的平等 ○技術家庭科：家族・家庭生活…互いの立場や役割の理解と協力 ○特別の教科「道徳」：親切・思いやり、相互理解・寛容 <ul style="list-style-type: none"> …異性についての理解 	<p>学校教育課</p> <p>健康推進課</p> <p>こども政策課</p> <p>こども家庭支援課</p> <p>こども政策課</p> <p>こども政策課</p> <p>学校教育課</p>
--	---	--

	<p>○特別活動：学級活動…充実した生活づくりへの参画</p> <p>●「絵本の読み語り（日本語及び外国語）」による意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県男女共同参画サポーターを中心にオリジナル絵本の読み語りとお話し（小学校4、こども園1、保育所1、児童クラブ1、交流センター2） <p>【1再掲】</p> <p>«保育所（園）・認定こども園・幼稚園での取組»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域ボランティアによる絵本の読み語り（一部では外国語も） <p>●デートDV防止に関する正しい認識の普及と啓発（出前講座の実施等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学3年生を対象にデートDV防止講座の開催（5校）【12再掲】 <p>●発達段階に応じた性教育の推進</p> <p>«保育所（園）・認定こども園・幼稚園での取組»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誕生会や保健指導を通じて人権・性教育を実施 ・発達段階に応じ身体のしくみや扱い方等を指導 <p>●「お弁当の日」の取組による男女共同参画意識の育成</p> <p>«保育所（園）・認定こども園・幼稚園での取組»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢に応じた「お弁当の日」の取組。お弁当を作ってくれた人へ感謝の気持ちを伝えることと、食に关心をもつ機会となっている。 <p>«小中学校での取組»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における「お弁当の日」の実施 	男女共同参画センター こども政策課 男女共同参画センター こども政策課 こども政策課 学校教育課
	<p>施策37 学校評議員・PTA等女性役員登用への積極的な推進</p> <p>●学校評議員、PTA等の役員に女性の参画促進を働きかけていく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員への積極的な女性登用について校長協議会等で働きかけ 学校評議員における女性の割合 32.5%（40人中13人） 学校運営協議会委員における女性の割合 30.8%（156人中48人） 	学校教育課 社会教育課
目標達成に向けた課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントのない環境づくり、または早期発見のため、引き続き研修による意識啓発や防止への働きかけを行う。 ・研修に参加しやすい環境の整備が必要 ・研修内容を園内で話し合い、職員で共有し、人権感覚を深めていく必要がある。 ・保護者にも人権、健康、生活習慣に関する啓発を行い、園と家庭が連携して取り組む必要がある。 ・若年世代を対象にデートDV防止講座を開催することで、将来の被害防止啓発につながる。 ・学校評議員について、女性の参画の少ない学校に対し、引き続き個別に働きかけを行っていく。 	学校教育課 子ども政策課（保・幼・こ） 男女共同参画センター 学校教育課

基本目標V. 様々な立場にある男女が安心して暮らせる環境の整備

基本課題 V-1. 高齢者、障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備

令和6年度 の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)	施策38 高齢者の自立した生活に対する支援や相談支援の充実	所管課
	<p>●地域での消費者被害や犯罪に対する予防啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雲南地域の警察・3市町でSOSネットワーク配信訓練を実施。認知症サポートー養成講座等を活用して新規協力会員募集 <p>●ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県ひとにやさしいまちづくり条例を順守し、建築物の新築等に対し整備基準を満たすよう指導（民間建築物実績：1件）【23再掲】 <p>●生涯学習、地域活動の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動等交付金により、地域福祉（地域福祉推進委員による高齢者の見守りなど）、生涯学習などの活動を支援。 <p>●一人暮らし世帯に配慮した支援、見守り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独居及び高齢者のみの世帯への民生委員・児童委員等による声かけ訪問 ・見守りも兼ねた取組である配食サービスを提供する社会福祉法人や地域自主組織への支援 ・高齢者のみの世帯等への緊急通報システム設置や利用料助成 <p>●介護予防事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うんなん幸雲体操（介護予防を目的とした筋力トレーニングを行う自主グループ）は、市内87か所で総勢1,027人が実施 ・第9期雲南圏域介護保険事業計画（R6年度～R8年度）の推進 <p>●養護者に対する情報提供と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員（＊用語解説参照）や認知症初期集中支援チーム（＊用語解説参照）による認知症の方と家族への相談支援を実施。またオレンジカフェうんなん（認知症カフェ）を開催 <p>●相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員への研修等による相談体制の充実 ・養護者による高齢者虐待の相談は、業務委託している地域包括支援センターと長寿障がい福祉課が連携して対応（施設従事者による高齢者虐待は長寿障がい福祉課が対応） ・「高齢者福祉ハンドブック」「障がい者福祉ハンドブック」を相談対応に活用。関係機関へ配布し情報提供、サービス提供の調整に活用 ・健康状態未把握者（健診・医療・介護情報なし）に対する健康実態調査の実施（加茂町、掛合町で実施） 	保健医療政策課 建築住宅課 地域振興課 健康福祉総務課 長寿障がい福祉課 健康推進課 長寿障がい福祉課 保健医療政策課 健康福祉総務課 長寿障がい福祉課 健康推進課 長寿障がい福祉課 健康推進課
	<p>施策39 障がいのある人の自立した生活に対する支援や相談支援の充実</p> <p>●ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流センターの施設整備計画にユニバーサルデザインを掲げており、構想段階から関係者と協議して進める。 	地域振興課

	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県ひとにやさしいまちづくり条例を順守し、建築物の新築等に対し整備基準を満たすよう指導（民間建築物実績：1件）【23、38再掲】 ・第4次雲南市障がい者計画、第7期雲南市障がい福祉計画、第3期雲南市障がい児福祉計画の推進 <p>●養護者に対する情報提供と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体の活動支援（身障者協会、手をつなぐ育成会、家族会） <p>●相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、主任児童委員（*用語解説参照）の研修等による相談体制の充実 ・障がい者やその家族の相談支援を実施し、サービス利用計画を作成し定期的なモニタリングを実施 ・障がい者の一般就労や福祉的就労につなげる支援の実施 ・相談は、本庁、総合センターのほか委託相談支援事業所（7法人、7事業所）において対応（相談延べ件数：18,635件） 	建築住宅課 長寿障がい福祉課 長寿障がい福祉課 健康福祉総務課 長寿障がい福祉課
目標達成に 向けた課題 等	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、住民相互の支え合いによる地域ぐるみの活動に対して支援を継続する必要がある。 ・高齢者への配食サービスは普通食のみであるが、減塩食、きざみ、ところみ等の食事の提供を検討する必要がある。 ・介護サービス事業所では人材不足が深刻化しており早急な対策が必要 ・障がい者相談支援の質の向上や障がい福祉の相談先としての基幹相談支援センターの周知が必要 ・うんなん幸雲体操は、介護予防の取組として高齢者の見守りや交流の場であり、市全域に取組が拡大し、高齢者人口の7.5%に達している。 ・虚弱や閉じこもりなどの状態にある人を、必要に応じ切れ目なく介護や医療などの望ましいサービスへつなげていく。 ・健康実態把握事業（*用語解説参照）で共有した課題について、関係機関で連携して対応する必要あり。 	地域振興課 長寿障がい福祉課 健康推進課

基本目標V. 様々な立場にある男女が安心して暮らせる環境の整備

基本課題 V-2. 外国人市民が安心して暮らせる環境の整備

令和6年度 の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)	<p>施策40 外国人市民の暮らしやすさに配慮した支援や相談支援の充実</p> <p>●外国人との地域社会づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNSを活用し気象情報等に関する注意喚起をやさしい日本語で発信。 ・外国人住民向けに日本語会話サロン（日本語学習支援と施設利用体験を含む）を実施。 ・地域自主組織職員向け研修会や市職員等向けにやさしい日本語研修会の開催。 	所管課 地域振興課
---	---	--------------

	<p>●相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人向けの相談対応を一般社団法人ダイバーシティうんなん toiro に委託して実施 <p>●外国人市民向け母子保健情報の提供、個別支援など相談及び支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性相談カードの配布 市内の小中学校に在籍する特に日本語指導が必要である児童生徒に対し支援員を配置し個に応じた支援 児童生徒数：8名 就学前の特に日本語指導が必要である児童に対し、日本の小学校に円滑に就学できるように支援 児童数：1名 個別に外国人住民向けの母子保健情報の提供 外国人住民の母子に対する訪問、面談はより丁寧な対応に心がけた。 	地域振興課 男女共同参画センター 学校教育課 こども家庭支援課
	<p>●市民との交流の場をつくり、同じ地域に暮らす外国人や外国文化の周知と理解を関係機関とともに促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 多文化共生推進プランの推進。 地域自主組織職員向け多文化共生に関する研修会や市職員等向けにやさしい日本語研修会の開催。 	地域振興課
目標達成に 向けた課題 等	<ul style="list-style-type: none"> 「女性相談カード」について、やさしい日本語での作成を検討する。 外国人住民等が安心して暮らせるための支援体制を充実していく必要がある。 外国人住民の増加や相談内容の多様化などから相談体制の強化が必要。 日本語指導等支援にあたる人材不足が課題 	男女共同参画センター 地域振興課 学校教育課

基本目標V. 様々な立場にある男女が安心して暮らせる環境の整備

基本課題 V-3. ひとり親家庭等に対する環境整備の推進

令和6年度 の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)	施策42 ひとり親家庭等に対する子育て支援や相談体制の充実 <p>●実態把握とそれぞれの窮状に即したきめ細やかな支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な困難を抱える児童を対象に子ども第三の居場所「b & g うんなん」を運営し、学習支援や生活支援、体験活動等を実施した。また、家庭や学校、関係部局とのきめ細やかな情報交換に努めた。 生活困窮者支援ネットワーク会議に参画して支援に向けて情報交換を行っている。 <p>●各種手当、給付金などの情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 「就学援助制度」の新入生及び在学生への周知。また、経済的負担軽減 	所管課
		キャリア教育政策課 商工振興課 学校教育課

	<p>のため、前年度中に就学費用の支給を実施。令和3年度よりタブレット端末にかかるオンライン学習通信費の支給を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所に対し各種手当や給付金など支援策の情報提供 <p>●相談窓口の周知と相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談グループ「すワン」（子育ての総合相談窓口）の設置。 <p>必要に応じ、母子父子自立支援員が「自立支援プログラムの策定」「高等職業訓練促進給付金事業」等、実態に応じた制度や具体的なアドバイスの提供を行い自立に向けた支援を実施。</p>	商工振興課 こども家庭支援課
目標達成に向けた課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関及び学校との連携を一層強化し、真に支援を必要とする子どもたちの利用につなげる仕組みを構築する必要がある。 ・制度が複雑で毎年少しづつメニューも変わっており、市の実情に応じてメニューの取捨選択が必要になっている。 	キャリア教育政策課 こども家庭支援課

基本目標V. 様々な立場にある男女が安心して暮らせる環境の整備

基本課題 V-4. 生活困窮など様々な困難を抱える人への対応

令和6年度の実施状況 (主な取組を抜粋して掲載)	施策 43 相談体制の強化と関係機関との連携 ●生活困窮者自立相談支援 (*用語解説参照) の相談窓口における包括的・継続的な相談支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業（自立相談支援、住居確保給付金支援、家計改善支援、就労準備支援）の継続実施。自立相談支援事業は社協へ委託し生活困窮者に対する相談体制の充実強化を図っている。 施策 44 自立に向けた指導支援の充実 ●自立に向けた支援計画の策定や生活の立て直しに向けた指導・支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関相互の連携を図るための生活困窮者支援ネットワークを活用し、生活困窮者の早期把握、相談者のニーズの分析・検証を実施している。任意事業として就労準備支援を継続実施している。（社協へ委託） 	所管課 健康福祉総務課 健康福祉総務課
目標達成に向けた課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護に至る前の段階での自立支援を進めるため、早期の相談につながるよう、体制整備に努める。 ・生活困窮の要因分析や自立生活のための改善策考案なども併せて進めしていく必要がある。 ・関係機関とのネットワークを活用し、生活困窮者が現状を脱却できるための支援を具体化していく必要がある。 	健康福祉総務課

基本目標VI. 総合的な推進体制の整備

基本課題 VIー1. 市役所推進体制の充実

令和6年度 の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)	施策 45 市民と協働の推進体制の確立	所管課
	<p>●男女共同参画施策についての審議（雲南市男女共同参画推進委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進委員会の開催（7回） ・「第3次雲南市男女共同参画計画」策定にあたって、推進委員会で検討審議 <p>●島根県雲南市男女共同参画サポーター、雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議による男女共同参画の啓発と会員の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県男女共同参画サポーター会議の開催（4回） ・まちづくりネットワーク会議の開催（1回） <p>●国、県等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクティブサポーター研修、男女共同参画交流会（県主催）への参加 	男女共同参画センター
	施策 46 府内推進体制の強化	男女共同参画センター
	<p>●雲南市男女共同参画推進本部会議、連絡会の開催、府内での推進体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部会議の開催（3回） ・男女共同参画推進本部連絡会の開催（3回） 	男女共同参画センター
施策 47 計画の進行管理・評価・分析・見直し		
<p>●年次報告書の作成、公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次報告（令和5年度実施事業）の作成、公表 <p>●審議機関等から提言を担当課に伝え、適切な助言と指導を行い、担当課との協議、検討の場を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進員と男女共同参画推進本部連絡会委員との意見交換会の実施 		男女共同参画センター
施策 48 男女共同参画に関する意識啓発		
<p>●男女共同参画に関する研修の実施。府外で実施されるセミナー等の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員を対象とした「人権・同和問題研修」の実施。 ・各種セミナー等の案内、啓発パンフレットの配布。 ・スキルアップセミナー（健康経営）への職員の参加 <p>●男女が働きやすい職場づくりの推進に向けたハラスメント防止の取組、ワーク・ライフ・バランスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員を対象とした「カスタマーハラスメント防止研修」の実施。 		<p>人権センター 男女共同参画センター 人事課</p> <p>人事課</p>

	<p>施策 49男女共同参画の視点に立った市の制度・施策の見直し</p> <p>●制度等課題に対応する施策・事業の研究・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次雲南市男女共同参画計画」策定にあたって、施策の検討協議 ・男女共同参画推進委員会と推進本部連絡会で制度や施策などについての意見交換会の開催 <p>施策 50相談窓口体制の充実</p> <p>●人権センター、男女共同参画センターは、市が行う男女共同参画施策等についての苦情、相談に対する窓口周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が行う人権施策や男女共同参画施策等に対する苦情、相談窓口の設置と周知。 	全課 男女共同参画センター
目標達成に向けた課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての職員が男女共同参画の視点をもって施策を遂行することが必要。男女共同参画の視点の必要性等に理解を図るための方策を工夫していく。 	男女共同参画センター

基本目標VI. 総合的な推進体制の整備

基本課題 VI-2. 男女共同参画推進モデルとしての市役所における環境の整備

令和6年度の実施状況 (主な取組を抜粋して掲載)	<p>施策 51女性職員の管理職育成と積極的登用</p> <p>●女性管理職の積極的な登用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雲南市役所 令和6年4月1日現在の状況 職員数 478人 内女性職員数 178人 (37.2%↓) 管理職 114人 内女性職員数 26人 (22.8%↓) 管理職内訳 事務部門 103人 中女性 16人 保育所・幼稚園 11人 中女性 10人 ・雲南市立病院 女性管理職の登用率 48.6%↑ <p>施策 52各休業制度取得促進</p> <p>●男性職員の子育てや介護への参画に関する意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス (日本看護協会推奨) の取組 <p>●休暇・休業制度を取得しやすい職場環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度 男性の育児休業開始者 5人 (取得対象男性職員 9人) (取得率 55.6%↑) ・子の看護休暇 取得者 135人 (内男性 78人) 平均取得日数 3.6日 (内男性 3.2日) ・妻の出産休暇 取得者 8人 平均取得日数 2.4日 	所管課
		人事課 市立病院 市立病院 人事課

	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児参加休暇 取得者数 3人 取得日数 3.3 日↓ ・令和6年度中（4月～3月）に子どもが産まれた職員 職員数 20人↑（内男性職員の家族 9人↑） 育児休業取得者数 16人↑（内男性 5人↑） ・介護休業の実績はなし（短期介護休暇のみ 6人） ・職員の負担軽減や男性への育児休業取得推進をめざし、ワーク・ライフ・バランスに取り組んだ結果、男女とも高い育児休業取得率を維持。 男性の育児休業取得率 33.3% 	市立病院
	<p>施策 53 ハラスメント防止と相談体制の充実</p> <p>●職員研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カスタマーハラスメント対策研修会の開催 参加職員数 362人 <p>●相談窓口の周知と相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ハラスメント相談窓口」及び「対応フロー図」について、庁内ネットワーク掲示板で周知 ・令和6年度ハラスメント処理委員会での処理件数 0件 <p>●アンケート調査実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントアンケート回答者 288人 ・職場訪問による実態調査（3班で34か所） ・ハラスメント処理委員会（6回開催） <p>●情報提供と予防啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントアンケート結果を周知し、意識啓発に努めた。 ・職場毎に「コミュニケーションの活性化、ハラスメント防止の取組」をテーマに話し合いを実施し、内容について情報提供した。話し合いをした職場の実施率 69.0%↑（58／84職場） 	人事課
	<p>目標達成に向けた課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の多面的な配置や登用促進を行う一方で、管理職登用前後の早期退職や退職希望の職員がいる現状を踏まえ状況把握と支援が欠かせない。引き続き人事評価制度を活用し、組織としての目標の達成や職員個々の能力発揮を主な目的として、上司との面談を活用し、職員が管理的立場で働きたい、あるいは働き続けたいという意欲を見いだす。 ・育児休業など各種休業、休暇制度が男女ともに取得しやすい職場環境づくりの推進が引き続き重要。 ・ハラスメントに関しての相談体制の充実、職場内環境整備等を図るもの、個への支援ができにくいのが課題。 ・女性管理職がない、または少ない部局について、積極的に女性を登用する環境を整える。 	人事課
		市立病院

基本目標VI. 総合的な推進体制の整備

基本課題 VIー3. 男女共同参画推進拠点の機能と体制の強化

令和4年度 の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)	<p>施策 54男女共同参画センターの周知と活用</p> <p>●市民への積極的な広報活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種研修の際等に、男女共同参画センターについての紹介や情報提供を行い、周知に努めた。 ・市報うんなん特集記事掲載 5回 ・ケーブルテレビ番組制作・取材 1回 <p>施策 55男女共同参画に関する調査研究・情報提供の充実</p> <p>●市民意識調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する市民意識調査 令和5年度実施 <p>施策 56男女共同参画関係団体の活動拠点の設置、活用</p> <p>●活動等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県男女共同参画サポーター等の活動拠点として必要に応じ施設を提供し、円滑な活動が可能となるよう支援した。 	所管課
目標達成に 向けた課題 等	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターの認知度 51.2%（令和5年度市民意識調査） 引き続き機会をとらえて周知する必要がある。 	男女共同参画センター

第3章 数値目標の進捗状況

基本目標	基本課題	項目	H30 年度末	R1 年度末	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末	R6 年度末	目標数値 (R6)	所管課
I	1	(1)男女共同参画に関する講演会の参加者数	703人	819人	759人	455人	1,835人	1,860人	1,971人	1,000人	男女共同参画C
		(2)啓発パネル展の実施回数	9か所	7か所	1か所	5か所	7か所	13か所	12か所	15か所	総合センター
		(2)(3)性別による役割分担に否定的な人の割合	79.4%	—	—	—	—	82.5%	—	75.0%	男女共同参画C
		(2)(3)社会全体における男女の平等感	17.9%	—	—	—	—	13.8%	—	50.0%	男女共同参画C
		(2)(3)男女が平等に扱われていると感じる割合 (上段:男性、下段:女性)	71.6% 71.4%	77.1% 72.1%	73.2% 68.8%	69.1% 69.0%	71.8% 65.0%	75.0% 65.8%	66.9% 64.3%	68.0% 54.0%	政策推進課
III	1	(16)市の審議会等への女性の参画率(法律・条例)	25.3%	24.7%	24.4%	27.0%	28.4%	28.7%	30.6%	40.0%	各課
		(16)女性の参画がゼロの審議会等の数(審議会等合計)	9 (52)	8 (51)	5 (49)	6 (50)	6 (47)	6 (50)	4 (53)	0	各課
IV	1	(20)「生活自立支援のための講座」などを開催している地域自主組織	29か所	30か所	23か所	24か所	25か所	20か所	30か所	15か所	地域振興課 男女共同参画C
		(20)延長保育	10か所	10か所	10か所	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所	子ども政策課
	2	(20)一時保育(保育所型)	9か所	10か所	10か所	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所	子ども政策課
		(20)休日保育	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	子ども政策課
	2	(20)病児・病後児保育	(うち1か所 は病児保育 室)	子ども政策課							
		(20)子育て支援センター数	5か所	子ども政策課							
		(20)放課後児童クラブ数	11か所	子ども政策課							
	3	(23)男女共同参画の視点に立った学習会等を開催している地域自主組織	13か所	19か所	15か所	27か所	18か所	21か所	17か所	15か所	地域振興課 男女共同参画C
		(33)女性農業委員数	4人	4人	2人	2人	2人	2人	2人	4人	農業委員会
	5	(33)女性農業士数	1人	4人	農政課						
		(34)農林水産業関係の女性生産活動グループ数	10団体	10団体	5団体	12団体	11団体	10団体	10団体	6団体	農政課
VI	1	(48)人権・男女共同参画の視点に立った市職員等研修の参加率 (1回以上／年間)	100%	100%	—	100%	100%	100%	100%	100%	人事課 男女共同参画C 人権センター
		(51)女性の管理職への登用率	21.4%	20.8%	20.2%	24.3%	24.6%	25.2%	22.8%	25.0%	人事課
	2	(52)市役所男性職員の育児休業取得者数	0人	1人	0人	3人	1人	1人	5人	2人以上	人事課

資料編

目次

雲南市男女共同参画都市宣言文	35
令和6年度雲南市男女共同参画センター講座一覧	36
雲南市審議会等（法令・条例）への女性委員の参画状況	38
令和6年度雲南市女性相談集計表	42
用語解説	43



雲南市男女共同参画都市宣言



いのち とうと
一人ひとりの大切な生命、人権の尊さ、そして世界の平和。

私たち雲南市民は、この普遍的な価値を希求し、次の世代が夢ある未来を創造できるよう努力をしていかなければならない。

今こそ、この精神をもとに、すべての男女の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を活かし、あらゆる活動に対等に参画できる社会を私たちの雲南市でつくりたい。

この強い決意を胸に、ここに、「男女共同参画都市 気づいて築く 雲南市」を宣言する。

- 1条 「男だから」「女だから」にとらわれず、「自分らしさ」を大切にし、男女共同参画について学び合いましょう。
- 2条 「やってもらってあたりまえ」、家事・育児・介護を誰かにまかせっきりではなく、家族での話し合いを大切にし、私たちにできることから実行しましょう。
- 3条 家事・育児・介護など家庭と仕事が両立できる「ワーク・ライフ・バランス※1」に取り組みましょう／推進しましょう。
- 4条 性別にとらわれず、個性と能力が活かせる職場(働く場)にしましょう。
- 5条 社会を支えているのは、私たち、みんなです。男女の区別なく、地域活動に参画しましょう。
- 6条 自治会などにおいて、世帯単位ではなく、全ての人の思いを反映した「一人一票制」を取り入れましょう。
- 7条 性別による固定的な役割分担や慣習・しきたりを改めましょう。
- 8条 セクシュアル・ハラスメント※2やドメスティック・バイオレンス(DV)※3などの人権侵害はしません／許しません。
- 9条 女性も男性もエンパワーメント※4を高める努力をしましょう。市民は、そのチャレンジを応援しましょう。
- 10条 心配ごとは、自分ひとりで悩まずに身近な人や関係機関などに相談しましょう。

平成25年9月30日

※1 「ワーク・ライフ・バランス」：仕事と生活の調和。だれもが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などの様々な活動を自分が希望するバランスで実現できる状態のこと。

※2 「セクシュアル・ハラスメント」：相手の意に反した性的な言葉や身体への不必要的接触などにより、特に雇用の場においては、労働条件について、不利益を受けたり、働きにくくしたりして、女性及び男性労働者の就業環境を害すること。

※3 「ドメスティック・バイオレンス」：配偶者やパートナーなど密接な関係にある者からふるわれる身体的、精神的、性的力。

※4 「エンパワーメント(力をつけること)」：誰もが本来もっている個性や能力を、学習によって引き出し、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

令和6年度 雲南市男女共同参画センター講座一覧

項目	対象	内 容	講 師 等	開催年月日 開催場所	人數 (人)
男女共同参画啓発事業	一般市民	雲南市男女共同参画シンポジウム ～誰もが多様な暮らしや働き方ができる社会をめざして～ 基調講演 「なぜジェンダーギャップの解消が必須なのか」 －女性に選ばれないまちと地域と企業に未来はない－	一般社団法人 豊岡アートアクション 理事長 中貝 宗治さん (元兵庫県豊岡市長)	R6.10.27(日)13:20～16:00 チェリヴァホール 2階ホール	103
	経営者	経営者セミナー 「これから働いてもらいたい方 ～人材の確保と育成～」	(株)島根人材育成 代表取締役 江角尚子さん	R6.11.27(水)15:30～17:20 ホテル上代	15
	事業所	男女共同参画の視点に立った職場環境改善事業 「男女共同参画と職場環境改善について」	はっぴい きやりあ 越野由美子さん	R7.3.5(水)14:00～16:00 国民宿舎 清嵐荘	4
	4	男女共同参画地区懇談会 松笠振興協議会 ～おしゃべり喫茶～ 「これって私のアンコンシャス・バイアスかな？」	陶山清男さん (元市人権推進室長) 県男女共同参画サポーター(雲南市在住) 男女共同参画センター	R7.1.25(土)14:00～16:35 松笠交流センター	22
	5	里坊交流館 防災×男女共同参画研修会	「防災になぜ男女共同参画の視点が必要か」 公益財団法人 しまね女性センター 主任専門員 漆谷佑美子さん ※里坊、一宮、佐世は動画視聴 市防災部防災安全課	R6.6.7(金)19:00～20:00 里坊交流館	39
	6	一宮地区避難所運営協議会 防災×男女共同参画研修会		R6.7.7(日)10:00～12:00 一宮交流センター	24
	7	下熊谷ふれあい会 防災について学ぼう 防災×男女共同参画研修会		R6.7.21(日)10:00～12:00 下熊谷交流センター	26
	8	西日登振興会 防災×男女共同参画研修会		R6.9.29(日)9:30～11:30 西日登交流センター	37
	9	八日市地域づくりの会 防災×男女共同参画研修会		R7.2.2(日)10:00～12:00 八日市交流センター	28
	10	佐世地区振興協議会 防災×男女共同参画研修会		R7.2.16(日)9:30～11:30 佐世交流センター	39
	11	斐伊地域づくり協議会 防災×男女共同参画研修会		R7.2.22(土)9:30～11:30 斐伊交流センター	30
	12	おとう飯イベント 男性の料理教室など		6/11 久野交流センター 7/7 新市交流センター 6/16 下熊谷交流センター 1/25 斐伊交流センター 3/19 一宮交流センター 9/28 掛合交流センター 9/14 多根交流センター	82
団体	13	新日本婦人の会 防災力フェ ～災害時のトイレ対策～	(動画視聴) 公益財団法人 しまね女性センター 主任専門員 漆谷佑美子さん 市防災部防災安全課	R6.12.7(土)10:00～11:40 大東地域交流センター	20

男女共同参画啓発事業	小学生	14	三刀屋地区まちづくり協議会 「防災トイレ教室」	県男女共同参画サポーター(雲南市在住) 市防災部防災安全課	R6.12.26(木)13:00~15:00 三刀屋交流センター	16
		15	男女共同参画関連絵本の読み語り	男女共同参画まちづくりネットワーク会議会員 県男女共同参画サポーター等	4小学校 1こども園 1保育所 1児童クラブ 2交流センター (延べ18回)	315
		16	女性のスキルアップセミナー導入編 しまね働く女性きらめき応援塾2024 ステップアップ編 「“企業ゴト化”して考えよう! 女性の健康課題とキャリア」	大塚製薬株式会社 女性の健康経営(マネジメント) アドバイザー 西山 和枝さん	R6.7.5(金)13:00~16:00 加茂交流センター	36
	一般市民	17	両親(父親)セミナー ～楽しみながら子育てをするために～	島根県助産師会 バースデープロジェクトメンバー	R6.10.5(土)10:00~12:00 加茂交流センター	16
	市議会議員	18	雲南市議会議員 ハラスメント防止研修会 「政治分野におけるハラスメント防止のために ～なくそう!議会の男女共同参画を阻む壁～」	公益財団法人 しまね女性センター 事業課長 小川 洋子さん	R7.1.28(火)10:00~11:30 本庁5階全員協議会室	19
	地域自主組織	19	地域自主組織 ハラスメント防止研修会 「誰もが働きやすい職場づくりをめざして ～あなたの力を発揮するために～」	公益財団法人 しまね女性センター 主任専門員 漆谷佑美子さん	R6.5.22(水) ①10:00~11:30 ②13:30~15:00 本庁3階会議室／オンライン	34
	PTA	20	【DV防止セミナー】 加茂中学校学年PTA活動 親のための性教育講演会 「ステキな恋愛の法則とは」	元養護教諭 デートDV予防教育コーディネーター 宍倉 翠さん	R6.6.19(水)18:30~19:30 加茂中学校	28
	中学生(3年生)	21	デートDV予防出前講座 「ステキな恋愛の法則を学ぼう」	元養護教諭 デートDV予防教育コーディネーター 宍倉 翠さん	R6.7.12(金)2~4校時 大東中学校	101
		22			R6.12.5(木)5・6校時 加茂中学校	42
		23			R6.11.27(水)1~4校時 三刀屋中学校	73
		24			R6.7.4(木)5・6校時 吉田中学校	9
		25			R6.12.11(水)5校時 掛合中学校	14
	市職員	26	(午前)「インターネットと人権 ～子ども達を守るために～」 (午後)「ネット社会に潜む人権侵害」	(午前) 島根県人権教育・地域中核指導員 長妻美保子さん (午後) 島根県人権啓発推進センター 啓発指導講師 福本 章弘さん	R6.8.8(木) R6.9.27(金) R6.10.2(水)	211
					市役所本庁5階 全員協議会室	174
	地域自主組織	27	地域自主組織 新任役員・スタッフ研修会 地域における人権について	人権センター 職員	各職場	392
					R6.5.9(木) 入間交流センター R6.5.10(金) 本庁3階会議室	22

講座等参加者総数

1,971

雲南省審議会等（法令・条例）への女性委員の参画状況

令和7年3月31日現在

審議会名	現員数	女性の委員数	割合 (%)	R5.3月末割合
1 教育委員会※委員により任期が異なる	6	2	33.3	33.3
地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等教育行政における重要事項や基本方針を決定する。				
2 雲南省選挙管理委員会	4	2	50	50
選挙に関する事務及びこれに関する事務を管理。選挙人名簿の登録、選挙の管理執行や選挙啓発を行う。				
3 公平委員会	3	1	33.3	33.3
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を講ずる。				
4 監査委員※委員により任期が異なる	2	0	0	0
自治体の財務に関する事務について、法令に違反していないか、効率的に行われているかを監査し、その結果を住民に広く知らせる。				
5 農業委員会（農業委員）	19	2	10.5	10.5
市長が議会の同意を得て任命し、農地の権利移動の許可・不許可の決定等を行う。				
農業委員会（農地利用最適化推進委員）	37	2	5.4	5.4
農業委員会から委嘱され、担当地域における農地等の利用の最適化を担当する。				
6 雲南省総合計画策定委員会	20	9	45	45
雲南省総合計画の着実な推進に向け、効果的かつ効率的で質の高い市政を推進するため設置。				
7 雲南省スペシャルチャレンジ共創会議	14	9	64.3↑	57.1
チャレンジ精神にあふれる中学生、高校生、大学生及び若者の学びと成長を後押しし、雲南省の持続可能性を高める人材の育成及び確保を図ることを目的として実施する雲南省スペシャルチャレンジ事業を推進するため設置。				
8 雲南省固定資産評価審査委員会	3	0	0	0
固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する。				
9 雲南省情報公開審査会	5	2	40	40
開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合、諮問に応じて審議を行う。				
10 雲南省個人情報保護審査会	5	2	40	40
個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、建議する。				
11 行政相談委員（※市の委員ではありません）	6	0	0	0
総務大臣から委嘱。行政に関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知を行う。				
12 雲南省行財政改革審議会	14	3	21.4	21.4
雲南省の行財政改革の推進を図り、効果的かつ効率的で質の高い市政を推進するため設置。				

審議会名	現員数	女性の委員数	割合 (%)	R5.3月末割合
13 雲南市人権センター運営審議会 人権センターの事業計画及び運営に関して必要な事項の審議を行う。	15	6	40 ↓	46.7
14 人権擁護委員 ※委員により任期が異なる 法務大臣から委嘱。人権相談を受けたり人権の考え方を広めたりする活動を行う。	14	5	35.7	35.7
15 保護司 ※委員により任期が異なる 法務大臣から委嘱。犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防をはかる活動を行う。	33	11	33.3 ↑	30.3
16 雲南市男女共同参画推進委員会 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議する。	15	5	33.3 ↓	60
17 雲南市防災会議 災害対策基本法に基づき、雲南市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するなどの事務をつかさどる。	34	6	17.6 ↑	11.8
18 雲南市交通指導員 雲南市における道路交通の安全を確保するため、交通の安全指導を行い、交通秩序の保持及び交通事故の防止に努める。	28	3	10.7	10.7
19 雲南市原子力発電所環境安全対策協議会 中国電力株式会社島根原子力発電所の周辺環境への影響及び安全対策等を把握し、市民の安全及び健康の確保等、市民の意見を原子力安全対策に反映する。	32	5	15.6	15.6
20 雲南市環境審議会 市長の諮問に応じ、自然環境及び生活環境の保全を図り、市民が健全なる心身を保持するための施策又は基本的事項について調査審議する。	12	2	16.7	16.7
21 雲南市国民健康保険運営協議会 国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、保険納付、保険料の徴収など、市が処理する事務に係る受容事項について審議する。	20	8	40 ↑	25
22 民生委員・児童委員 厚生労働大臣から委嘱。民生委員は、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。	142	55	38.7 ↓	39.2
23 健康福祉部所管指定管理候補者選定委員会 健康福祉部において地方自治法に規定する指定管理者の選定及び評価を公正かつ適正に行うため設置。	6	1	16.7 ↑	0
24 民生委員推薦会 民生委員・児童委員の推薦を行う。	7	4	57.1 ↑	28.6
25 雲南市養護老人ホーム入所判定委員会 老人福祉法の規定による養護老人ホームへの入所措置を適正に実施するため設置。	5	2	40 ↓	60

審議会名	現員数	女性の委員数	割合 (%)	R5.3月末割合
26 雲南市健康づくり推進協議会 市民との協働による総合的な健康づくりを推進し、市民各人が生涯を通じて生きがいをもって生活できる健康福祉の実現を図るため設置。	19	7	36.8↑	31.6
27 雲南市予防接種健康被害調査委員会 雲南市が行った予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため設置。	5	1	20↑	0
28 身体教育医学研究所うんなん運営委員会 研究所運営の適正化を図る。	20	6	30↑	21.1
29 雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会 制度の運営及び共済給付に関する審査等、重要事項を処理する。	10	2	20	20
30 雲南市企業立地審査会 助成金等の認定について適正の確保を図る。	8	2	25	25
31 雲南市地域経済振興会議 雲南市中小企業振興基本条例の理念の実現及び基本的施策の実施について調査、審議するため設置。	12	3	25	25
32 雲南市勤労青少年ホーム運営審議会 市長の諮問に応じ、ホームの運営に関する事項を調査審議し、意見を答申する。	8	2	25	25
33 雲南市営住宅入居者選考委員会 雲南市営住宅の入居者の選考の適正を期すため、設置。	6	2	33.3↓	50
34 雲南市都市計画審議会 都市計画法によりその権限に属せられた事項及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。	15	3	20↑	6.7
35 雲南市学校給食調理業務等委託評価委員会 雲南市学校給食調理業務等の民間委託について、事業の評価を行うため設置。	9	2	22.2	22.2
36 雲南市図書館協議会 市民の方々や専門的な知識を有する方々の幅広い意見を図書館運営に反映し、図書館サービスを向上させることを目的に設置。	13	9	69.2	69.2
37 社会教育委員 社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする。	12	6	50	50
38 雲南市スポーツ推進委員 市におけるスポーツの推進を図るため、実技及び指導・組織の育成などをを行う。	43	11	25.6	25.6
39 雲南市指定管理候補者選定委員会（教育委員会） 教育委員会において地方自治法に規定する指定管理者の選定及び評価を公正かつ適正に行うため設置。	6	1	16.7	16.7

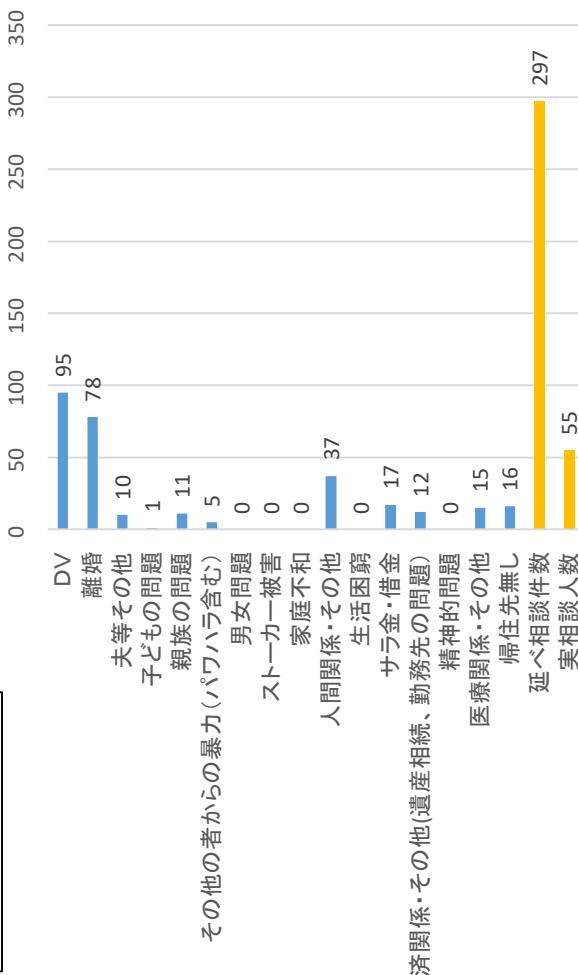
審議会名	現員数	女性の委員数	割合 (%)	R5.3月末割合
40 帰属財産区管理会	7	0	0	0
帰属財産区の財産区管理会の設置、組織及び運営に関する事項を定める。				
41 建設部指定管理候補者選定委員会	6	1	16.7	16.7
建設部において地方自治法に規定する指定管理者の選定及び評価を公正かつ適正に行うため設置。				
42 雲南市空き家対策協議会	11	4	36.4	36.4
条例に規定する計画の作成及び変更並びに実施、特定空き家等の判断及び措置の方針、その他空き家対策の推進に関する協議するため設置。				
43 雲南市行政不服審査会	5	2	40	40
審査請求についての決裁の客観性・公平性を確保するために設置。				
44 雲南市いじめ問題対策連絡協議会	17	7	41.2 ↓	47.1
市内小中学校に在籍する児童及び生徒のいじめ防止等の取組について協議するため設置。				
45 木次中学校整備検討委員会	15	3	20	20
雲南市立木次中学校の改築事業に関する基本構想・基本計画の策定にあたり、当該校区地域の住民その他の関係者の意見を聞くため設置。				
46 雲南市文化財保護審議会	10	1	10	10
教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会へ建議する。				
47 雲南市重要有形民俗文化財菅谷たら山内保存整備審議会	7	2	28.6	28.6
重要有形民俗文化財菅谷たら山内の保存整備及び活用を図るため設置。				
48 雲南市立病院経営強化プラン評価委員会	10	5	50	50
雲南市立病院経営強化プランについて、点検・評価を行うため設置。				
49 雲南市総合保健福祉計画策定委員会	14	4	28.6	—
総合保健福祉計画の策定又は変更について、必要な事項を調査審議する。				
50 雲南市子ども・子育て会議	15	9	60	—
子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。				
51 雲南市学校給食調理業務等委託候補者選定委員会	7	3	42.9	—
雲南市学校給食調理業務等委託候補者の選定に関し、必要な事項を調査審議する。				
52 雲南市教育基本計画策定委員会	18	9	50	—
教育委員会の求めに応じ、教育基本計画の策定又は変更について、必要事項を調査審議する。				

829	254	30.6 ↑	28.7
-----	-----	--------	------

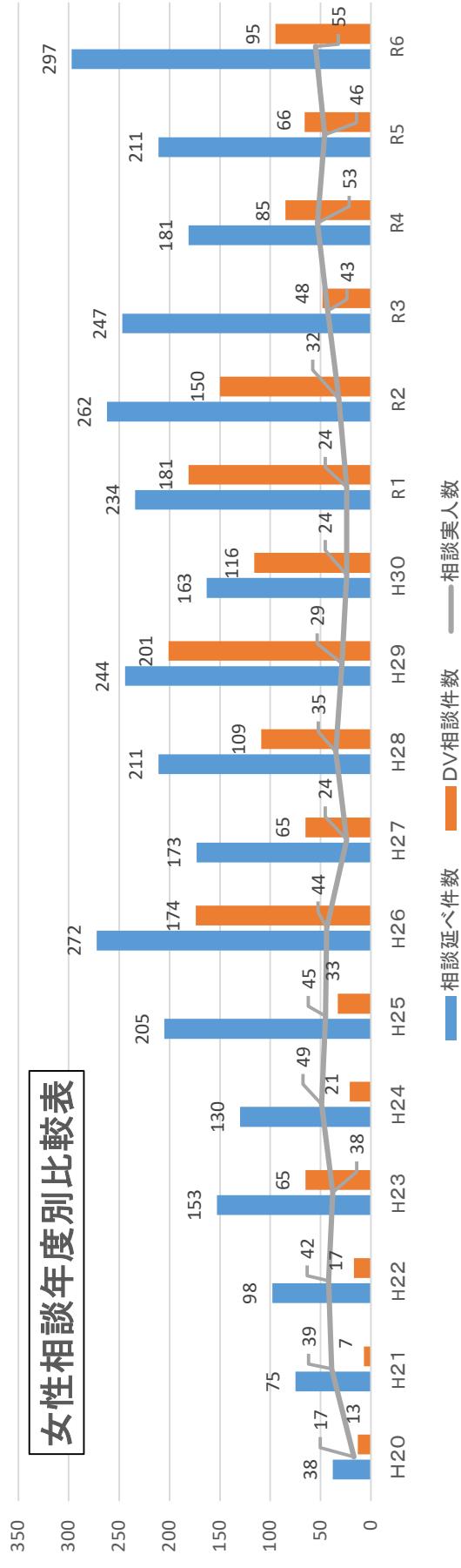
令和6年度 雲南省女性相談集計表・年度別比較表 【R7年3月末現在】

	項目	相談件数	主訴別 人数
人間関係	DV	95	8
	離婚	78	17
	夫等その他	10	4
	子どもとの問題	1	1
	親族の問題	11	4
	その他の者からの暴力(パワハラ (含む))	5	2
	男女問題	0	0
	ストーカー被害	0	0
	家庭不和	0	0
	人間関係・その他	37	9
生活困窮	0	0	
サラ金・借金	17	4	
経済関係・その他(遺産相続、勤 務先の問題)	12	6	
精神的問題	0	0	
医療関係・その他	15	4	
その他	16	1	
合計	297	60	
延べ相談件数		55	
実相談人数			

女性相談集計表



女性相談年度別比較表



用語解説

用語	解説
アンコンシャス・バイアス（アンコン）	自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいいます。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれます。（内閣府男女共同参画局作成「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）－事例集－」より）
うんなんベビー応援事業	赤ちゃんが誕生したすべての家庭へ「おめでとうメッセージ」と育児用品、「産前産後訪問サポート事業」の無料券（1回）を配布し子育てを応援する事業（令和5年度から実施）
エンパワメント（能力育成・開発）	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけることをいいます。（内閣府第5次男女共同参画基本計画より）
「おとう飯 始めよう」キャンペーン	<p>内閣府では、男性の家事・育児等への参画について国民全体の機運醸成を図る目的で、平成29年度より「おとう飯はじめよう」キャンペーンを実施しており、各地方公共団体に対して本キャンペーン推進の協力依頼がありました。</p> <p>「おとう飯」とは、お父さん・男性が作るごはんことで、これまで料理をしていない人に対して、「おとう飯」を作ることをきっかけに、家事・育児などへの参画を促すものです。</p> <p>雲南市でも、「おとう飯」をきっかけに家庭での男女共同参画の促進をめざし、地域自主組織等で開催されている既存の料理教室等を「おとう飯はじめよう」キャンペーン事業と位置づけ展開する計画です。</p>
親学プログラム	島根県立東部・西部社会教育研修センターで開発した地域における子育て支援・家庭教育支援に活用できる学習プログラムです。参加型学習の手法を用いて、参加者同士が交流しながら、親としての役割や子どもとの関わり方について気づきを促すことをねらいとしています。
経済センサス	「統計法」に基づいた基幹統計で、事業所及び企業の基本的構造、経済状況を明らかにする調査です。5年に1度実施されます。
ゲートキーパー	<p>ゲートキーパー = 門番</p> <p>自死の可能性の高い人の早期発見、早期対応を図るため自死や自死関連事象に関する正しい知識を普及したり、自死の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る役割を担う人のことです。</p> <p>ゲートキーパーとなる方を地域で増やすため養成講座を開催しており、「つなぐ」は受けた相談をいかに次につなげるかという内容で、主に民生児童委員が受講。「気づく」は心に優しいまちづくりをするにはという資料を用い、地域の方々と開催しています。</p>

用語	解説
健康実態把握事業	健診・医療・介護等の情報がない健康状態未把握者の健康実態把握のため、アンケートによる調査を実施する事業。(令和5年度～7年度で市内全町実施予定)
子育て応援ストレッチ	産後のお母さんの体の痛みや不調の上位を占める「肩こり」、「手首の痛み」、「腰痛」に効果的なストレッチのことで、身体教育医学研究所うんなんで動画やリーフレットを使って保護者へ紹介しています。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方をいいます。(内閣府第5次男女共同参画基本計画より)
子ども家庭支援センター「すワン」	雲南市に開設された子育ての総合相談窓口で、様々な相談に応じ、課題解決に向けてのお手伝いをしています。例えば特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒について相談支援の要請を受けた場合、保育・授業場面の観察や相談、心理検査などの特別支援教育に関する教育相談を実施するなどの対応をしています。
ジェンダー ジェンダーギャップ指数	<p>ジェンダーとは、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス/sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。(内閣府第5次男女共同参画基本計画より)</p> <p>ジェンダーギャップ指数とは、世界経済フォーラムが、男女の格差を数値化したもので、各国の数値を毎年公表している。経済、教育、健康、政治の分野ごとに男性に対する女性の割合（女性の数値／男性の数値）を示し、0が完全不平等、1が完全平等となり1に近いほど順位が高いとされている。</p>
島根県ひとにやさしいまちづくり条例	<p>島根県が平成10年6月30日に公布、平成12年4月1日から実施した条例。「高齢者や障がいの方々が生活しやすいまちはすべての人が生活しやすいまちである」という認識のもとに、誰もが安心して自由に出かけられるまちをめざすことを宣言するものです。</p> <p>条例のポイントは、</p> <p>①多くの人が利用する施設を公共的施設とし、だれもが安全に利用できるようにするための整備基準を定めている。豊かな自然に囲まれた島根県の特性に配慮し、河川や海岸の公共的施設に盛り</p>

用語	解説
	<p>込んでいる。</p> <p>②特に公共性が高く、高齢者や障がいの方々が利用しやすいように整備を行うことが必要な施設を「特定公共的施設」とし、これらの施設の所有者や管理者に施設の新增築等の際には事前に届け出るように求めている。</p> <p>③整備基準に適合する施設については、事業者からの申請により適合証を交付することとしている。</p> <p>が挙げられます。(島根県公式ホームページより)</p>
主任児童委員	<p>民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関する仕事を専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。</p>
生活困窮者自立支援法	<p>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援し、自立の促進を図る法律(平成25年法律第105号)。2013年(平成25)12月成立、平成27年4月施行。生活困窮者とは、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者をいいます。法律では福祉事務所設置自治体が実施主体となり、対象者に向けて以下の五つの支援事業を行うことを定めています。(1)自立相談支援事業 就労支援や自立の相談に応じます。(2)住宅確保給付金の支給 離職などにより、住宅を失った生活困窮者に家賃相当の給付金を支給します。(3)就労準備支援事業 就労に必要な訓練を有期で実施します。(4)一時生活支援事業 住居のない生活困窮者に対し、一定期間宿泊場所を提供します。(5)家計相談支援事業 家計に関する相談、家計管理に関する指導、資金貸付けの斡旋(あっせん)などを行います。</p>
デートDV	<p>高校生や大学生など若い世代における「交際相手(恋人)からの暴力」「結婚していない男女間での暴力行為」のことをいいます。(島根県資料より)</p> <p>内閣府が令和2年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」において、交際相手から被害を受けたことが「あった」と回答した方は、女性16.7%、男性8.1%でした。同居する交際相手からの暴力の被害を受けたことが「あった」と回答した人は、女性39.2%、男性36.7%と約4割にものぼります。暴力には、配偶者からの暴力と同様に「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」などが含まれています。内閣府では、若年層に対して、交際相手や配偶者</p>

用語	解説
	<p>からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが、男女間における暴力の防止に有用であると考え、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向けた啓発の実施を目的に、予防啓発プログラムの開発などを行っています。（内閣府男女共同参画局作成の資料より）</p>
DV（ドメスティック・バイオレンス）	<p>日本語に直訳すると「家庭内の暴力」となり、一般的には「配偶者または同居などで事実婚関係にある男女、または元配偶者など親密な関係にあった男女からふるわれる暴力」とされています。具体的には殴る、蹴る、刃物をつきつけるなどの「身体的暴力」、大声で怒鳴る、無視するなどの「精神的暴力」、手紙やメールをチェックする、友人とのつきあいを監視するなどの「社会的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、性行為の強要や避妊しないなどの「性的暴力」があります。DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、個人の尊厳を害するものであり決して許されません。平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、被害者は一時保護や保護命令の申請などが可能になりました。</p>
認知症初期集中支援チーム	<p>所定の研修を終了した認知症サポート医、認知症地域支援推進員、介護福祉士等で構成される、認知症の人やその疑いのある人、およびその家族を支援するチームです。</p>
認知症地域支援推進員	<p>認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、医療機関や介護サービスおよび地域の支援機関等との連携を図り、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。雲南省では所定の研修を終了した保健師を認知症地域支援推進員として配置しています。</p>
認定こども園	<p>幼稚園と保育所の良い面を活かし、両方の役割を担う施設であり、保護者の就労形態に関わらず子どもたちの保育と教育の場として利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型こども園：認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ ・幼稚園型こども園：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ ・保育所型こども園：認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ（島根県公式ホームページより）

用語	解説
バースデープロジェクト	島根県助産師会の助産師を講師に招き、ごく自然に伝える性(生)の出前講座のことです。内容は、歌、踊り、語り、紙芝居、劇を通して、子どもたち(または親子)に「命の大切さ」を伝える楽しい講座で、幼児期から命や性(生)について考える機会を作るものとなっています。これは必ず実施するカリキュラムのようなものではなく、各施設でその年度の児童や保護者の状況に応じて実施するものです。
ハラスメント	<p>他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたる、脅威を与えることを指します。</p> <p>セクシュアル・ハラスメント…、本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指します。</p> <p>パワー・ハラスメント…同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。</p> <p>マタニティ・ハラスメント…働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受けける精神的・肉体的いやがらせのことを指します。</p> <p>モラルハラスメント…言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気を悪くさせることをいいます。</p> <p>カスタマーハラスメント…顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるものをいいます。</p>
病後児保育	病気の回復期のお子さんを保護者の勤務、出産、冠婚葬祭などにより家庭で保育が困難な場合に、一時的にお預かりする事業です。(かかりつけ医による診断書が必要)
病児保育	病気の回復期に至らないが症状の急変が認められないお子さんを保護者の勤務、出産、冠婚葬祭などにより家庭で保育が困難な場合に、一時的にお預かりする事業です。(かかりつけ医による診断書が必要)
母性保護	妊娠、出産に関する女性への保護のことです。
『夢』発見プログラム (キャリア教育推進プログラム)	雲南市では「キャリア教育」を、『子どもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性・持ち味を最大限發揮しながら自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育』と考えています。キャリア教育を推進するため策定された『キャリア教育を基盤として、幼児期から高校までに「育てるべき力」

用語	解説
	を、発達段階に応じて系統的に示した雲南省独自のキャリア教育プログラム』を、「『夢』発見プログラム」と命名しています。
ライフステージ	人間の一生を段階によって区分すること。通常は幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に分けています。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時について責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。</p> <p>なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がされなければならない。」とされています。（内閣府第5次男女共同参画基本計画より）</p> <p>またリプロダクティブ・ヘルスは、生殖年齢にある男女のみならず、思春期以後、生涯にわたる性と生殖に関する健康を意味し、子どもを持たないライフスタイルを選択する人々を含めた、すべての個人に保障されるべき健康概念です。具体的には、思春期保健、生殖年齢にあるカップルを対象とする家族計画と母子保健、人工妊娠中絶、妊産婦の健康、HIV／エイズを含む性感染症、不妊、ジェンダーに基づく暴力等を含みます。</p> <p>（日本国際保健医療学会／国際保健用語集より）</p>
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	家庭責任を果たしたり、健康保持、自己研修等のため、文字通り、仕事と生活のバランスを整えることです。要すれば、「働き方の見直し」を行うことですが、単に労働時間を短くするということではなく、仕事の進め方や時間管理の効率化を進めると共に、短時間勤務、フレックスタイム制、在宅勤務、多目的な長期休業などの多様な時間制度を選択できる柔軟な就業環境を整えることを指します。（内閣府男女共同参画局作成の資料より）

発行編集 雲南市男女共同参画センター

〒699-1334

島根県雲南市木次町新市3番地

T E L:0854-42-5678 F A X:0854-42-1839

E -mail : danjyokyoudou@city.unnan.shimane.jp
